

令和6年12月森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和6年12月18日（水） 午前9時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和6年12月18日（水） 午前9時30分

4 応 招 議 員

1 番議員	増 田 恭 子	2 番議員	清 水 健 一
3 番議員	佐 藤 明 孝	4 番議員	平 川 勇
5 番議員	川 岸 和 花 子	6 番議員	岡 戸 章 夫
7 番議員	加 藤 久 幸	8 番議員	中 根 信 一 郎
9 番議員	吉 筋 恵 治	10 番議員	中 根 幸 男
11 番議員	西 田 彰	12 番議員	亀 澤 進

5 不応招議員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	太 田 康 雄	副 町 長	村 松 弘
教 育 長	野 口 和 英	総 務 課 長	平 田 章 浩
防 災 監	小 澤 幸 廣	政策企画課長	森 下 友 幸
財 政 課 長	鈴 木 俊 久	税 務 課 長	長 野 了

住民生活課長	鈴木知寿	福祉課長	小澤貴代美
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	岡本教夫	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	古川敏勝
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議会書記	森下幹子
--------	------	------	------

10 会議に付した事件

————— 一般質問

<議事の経過>

議 長	(吉 筋 恵 治 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 ここで、上下水道課長から発言を求められておりますので、これを許します。 上下水道課長。
上下水道 課 長	(小 坂 一 郎 君) 上下水道課長です。 先日の議案第 86 号「令和 6 年度森町公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号)」について、川岸議員からの質疑に対します答弁につきまして、一部訂正をさせていただきます。 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額に关します答弁の中で、多くの場合、第 4 条予算は支出の方が多くことから、消費税も仮払い消費税の方が仮払い消費税よりも多くなり、還付効果があると申し上げましたが、正しくは消費税も仮払い消費税の方が、仮受け消費税よりも多くなりとなりますので、修正いた

しまして、お詫び申し上げます。

また、未収金額につきまして、大変分かりにくい答弁で申し訳ございませんでした。当初予算 200,065 千円であった未収金額が補正予算においては 7,651 千円に減った理由について、改めて説明させていただきます。森町公共下水道事業につきましては、令和 6 年度から地方公営企業法の適用を受けました。法適用を受けるにあたりまして、法適用日から発生主義に基づく経理や帳簿整理が行われることになるため、適用の日現在における予定開始貸借対照表を作成しておく必要がございました。貸借対照表は、事業開始から蓄積してきた財産の状況を表すものでありますため、法適用前の情報を様々な資料から整理し、資産と負債の額を把握した後、資産マイナス負債イコール資本の算式によりまして、資本の額を把握いたしました。本来、貸借対照表は決算書類でございますが、予定開始貸借対照表は法適用前に作成し、当初予算の提案時に議会に参考資料として提出することが適当であると考え、提出いたしました。予定開始貸借対照表はあくまで予定であることから、打切決算の確定後、法適用事業年度である令和 6 年度決算までの間に変動の生じた科目については、数値の置換をし、令和 6 年度決算に反映させる必要がございます。9 月議会におきまして、令和 5 年度特別会計決算を認定していただきましたことから、令和 6 年度開始貸借対照表が確定いたしました。予定開始貸借対照表と開始貸借対照表において、特例的収入であります未収金について変動がございました。この変動は、未収金の減額によるものが多くを占めております。令和 6 年度予定開始貸借対照表におきましては、令和 5 年度事業に係る他会計負担金 1 億 9,835 万 7,000 円を含め、未収金を 200,065 千円と見込みまして、当初予算提出時に参考資料として提出いたしました。年度が改まりまして、法適用後、令和 5 年度決算を整理するにあたりまして、他会計負担金 1 億 9,835 万 7,000 円を令和 5 年度の未収金とはせず、令和 6 年度の収入とすることと整理したため、令和 5 年度の

未収金額が大きく減少いたしました。なお、本補正予算におきましては、令和6年度の決算に反映させるため、決算認定を踏まえ、変動の生じた科目につきまして、財務諸表の数値の置換をしたのみでありまして、収入及び支出につきましては変動がございませんことを付け加えさせていただきまして、答弁いたします。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） それでは日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

5番、川岸和花子君。

質問は混合方式です。

登壇願います。

5番議員

（ 川 岸 和 花 子 君 ） 5番、川岸和花子でございます。

通告のとおり、以下の質問をさせていただきます。

二点ございます。

1番目、災害時のトイレ対策について。

安心安全、災害に強い地域防災力の高いまちづくりのために質問いたします。

地震など発災時、トイレが使用できなくなることが多いです。

1、令和6年6月一般質問において、簡易トイレなど町民への配布も検討されるとの答弁がありましたが、その後の進捗状況を伺います。

2、災害時のトイレパニックを避け、快適なトイレを維持するためのトイレ計画が必要であると考えますが、どう考えるか伺います。

2番目、看護・介護人材確保に対する考えは。

みんなで助け合う健やかなまちづくりのために質問いたします。

森町は人口減少と高齢化が進み、高齢者世帯が増え続けており、さらに高齢者の独居も増えています。今後、団塊の世代が後期高

齢者になり、在宅での看護や介護がさらに増加していくと考えられます。現在、森町病院や訪問看護ステーションなどでは職員の不足を相互に連携して補いながら業務を行っていただいていることは、森町ならではの協力体制だと思っています。しかし、後進の育成や若年のスタッフの確保の問題が常態化しているのが現実であります。今後、需要が増えると思われる訪問看護・介護に対応するための人材確保、特に森町の場合は、町が直接関与している訪問看護人材の確保について考えを伺います。

議 長
町 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ）川岸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、「災害時のトイレ対策について」申し上げます。

1点目の「令和6年6月一般質問において、簡易トイレなど町民への配布も検討されるとの答弁があったが、その後の進捗状況を伺う」についての御質問でございますが、令和6年6月定例会の一般質問において、「備蓄を呼び掛ける啓発品として配布するという方法もあろうかと思しますので、その点については検討をさせていただきたいと思います」と答弁しております。簡易トイレや携帯トイレにつきましては、様々な種類が販売されていますが、基本的な使用方法につきましては、簡易トイレの場合は、段ボール製の便器にポリ袋をセットし、排せつ後に凝固剤を投入し、袋ごと廃棄するものでございます。また、携帯トイレは便座に携帯トイレを設置し、排せつ後に凝固剤を投入し、袋を閉じて廃棄するもので、凝固剤については最初から袋にセットされている物もございます。品物にもよりますが、おおよその金額といたしましては、簡易トイレの場合、便器が段ボール製の物やステンレス製の物があり、数千円から数万円程度で、ポリ袋と凝固剤のセットが50回分で4,000円程度でございます。携帯トイレの場合は、安い物では一つ100円程度から販売されております。いずれも使い捨てタイプであるため、衛生面やくみ取りの問題が発生せず、災害時のトイレとして非常に有効な手段であると考えられます。

その半面、小さなお子さんから高齢者まで使い方を御理解いただくことや、使い捨てであるが故に、一人当たりの必要数量も多く、町での備蓄や全世帯への配布は難しいため、町としましては、各家庭や自主防災会での備蓄を推奨していきたいと考えております。

なお、これまでに行った携帯トイレの備蓄に関する啓発としましては、出前講座等の機会に備蓄の呼び掛けや、もりもり2万人まつりで森町災害ボランティアによる携帯トイレの備蓄を呼び掛けるチラシの配布や、各世帯に防災関連の資料配布を希望する自主防災会へのチラシの提供などがございます。

また、指定避難所の備蓄品や資機材の整備につきまして、各自主防災組織に対する補助金として、自主防災組織資機材整備費補助金制度がございますが、自主防災組織として防災倉庫などに保管していただく場合は、簡易トイレや携帯トイレも補助金の対象としておりますので、この制度を利用し整備を行っていただくことも周知してまいりたいと考えております。本年度につきましては、啓発品としての配布は実施しておりませんが、来年度以降も簡易トイレや携帯トイレの備蓄を推奨してまいりたいと考えておりますので、啓発品として携帯トイレを配布することを含め、効果的な呼び掛けができるよう検討してまいりたいと思います。

二点目の「災害時のトイレバニックを避け、快適なトイレを維持するためのトイレ計画が必要である」と考えるが、どうか」につきましては、森町における災害時のトイレに関する計画としまして、「森町震災時し尿及びごみ処理対策マニュアル」を策定しており、一人当たりのし尿排出量及び処理人口から、1日当たりのし尿処理量を算出し、それに基づく仮設トイレの必要数やし尿の処理体制などを定めております。このマニュアルにおいて、町として備蓄すべき仮設トイレの1日使用必要基数を54基としており、最大3日間くみ取りがなくても対応できるように、町は166基の仮設トイレを備蓄しているところでございます。

しかしながら、能登半島地震を含め、過去の災害の事例を見ますと、避難所のトイレが「暗い」、「臭い」、「汚い」ことなどが原因で、排せつを我慢し、膀胱炎^{ぼうこう}を発症する人や、体調を崩す人、トイレの回数を減らすために飲食を少なくする人もあったと聞いております。

また、避難所では限られた空間に多数の人が生活するため、衛生面の問題は、感染症やストレスなどの原因にもつながるのではないかと考えられます。

これらのことを考えますと、議員御指摘のとおり、快適なトイレの維持は非常に重要な問題であり、それを実現するための計画も必要なものと考えております。先ほど答弁しましたとおり、現在は、自主防災会や家庭での簡易トイレ、携帯トイレの備蓄を推奨しておりますが、このほかにもマンホールトイレやトイレトレーラー、パック式トイレなど、災害時に使用できるトイレの種類も様々なものがありますので、どの方法が森町にとってより良い方法なのかを研究し、快適なトイレを維持するための計画について検討してまいりたいと考えております。

次に、「看護・介護人材確保に対する考えは」について申し上げます。

本町の訪問看護につきましては、在宅療養を必要としている住民の生活の質の確保を図るため、安定した療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として、森町訪問看護ステーションを設置し、病状に応じた訪問看護を提供しております。また、地域包括ケアシステムにおける地域との結び付きを重視し、他の保健、医療又は福祉のサービス機関との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供にも努めております。訪問看護は、主治医が発行する訪問看護指示書及び看護師等が作成する訪問看護計画書に基づいて提供され、看護サービスの内容は、血圧測定などの健康チェック、清拭・洗髪などの清潔の保持、食事・排せつなどの日常生活の援助など療養上の世話や薬の管理・指導、床擦れな

どの予防や処置、点滴等の交換や管理など診療の補助となっております。

現在、訪問看護ステーションでは、常勤・非常勤合わせて看護師 9 人、リハビリ専門職 3 人の体制でサービスを提供しておりますが、職員の配置につきましては、利用者数や業務量などを勘案し、状況に応じて病院職員の異動により対応しており、また、職員の採用活動や労務管理、教育・育成などは、森町病院、家庭医療クリニック及び訪問看護ステーションが連携して一体的に行っておりますので、現在のところ、訪問看護の提供に支障が出るような人員不足はございません。しかしながら、近年、高齢化の進行に伴い、在宅医療や訪問看護の需要の増大も見込まれており、一方では、少子高齢化の進行により、生産年齢人口が急減していく中で、専門機能を有する訪問看護師などの確保は全国的に深刻化しております。また、人材不足は、医療・介護の機能の低下だけでなく、医療の質や安全性の維持にも直接影響を与える重要な問題でもあるため、医療機関、事業所、施設において、大きな課題となっております。森町では、今後も人口減少が進み、高齢化率は 2030 年には 40 パーセントを超え、後期高齢者数は 2035 年には 4,000 人まで年々増加していくことが予測されておりますが、高齢者の多くは住み慣れた家での暮らしを希望されるため、今後はますます、在宅での医療や看護、介護の需要は高まっていくと思われます。町といたしましても、看護師などの確保は、今後ますます厳しくなることが予想されますので、医師や薬剤師などの確保とあわせて、非常に重要な課題であると認識しております。そのような中、昨年策定いたしました公立森町病院経営強化プランにおいて、地域住民が安心して暮らせるよう、必要な医療提供体制と機能を維持していくため、医師や看護師等の確保を重点施策として位置づけており、安定的な人材の確保に向けて、取組を強化し推進しております。具体的な採用活動の取組としましては、病院ホームページや町内回覧、病院広報誌への掲載やハローワーク、看

護協会が都道府県から指定を受けて運営するナースセンター、民間求人サイト等を利用して採用情報の積極的な発信を行うとともに、大学や東海アクシス看護専門学校などの看護実習の受入や就職説明会への参加、病院見学希望者への対応、高校生・中学生の職業体験の受入、正規職員だけでなく非常勤職員を含めた看護師の通年採用の実施、さらに本年からは近隣の高校9校に生徒の就職意向など情報収集の訪問を行うなど採用活動を積極的に行っております。

また、安定した人材の確保には、採用とあわせて離職も重要な課題であります。全国の看護師離職率が令和5年11.8パーセントに対して、森町病院の離職率は令和3年6.4パーセント、令和4年10.1パーセント、令和5年7.7パーセントと全国平均よりも低くなっております。森町病院では在職者の定着率を向上するための取組として、令和4年度から看護師への給料調整額の支給や令和6年度から管理職の拡充と手当の支給等による処遇改善、業務内容の見直しや多職種によるタスクシフト・タスクシェアによる業務負担の軽減、電子カルテなど医療DX・ICT化による業務の効率化、出退勤管理システムの導入による時間外勤務の削減や有給休暇の取得増加など、労務環境の改善を行っております。また、職員満足度や組織活性度を評価する職員意識調査を2年に1度実施して、健全なメンタルヘルスの維持やハラスメント防止を図るなど職場環境の改善により職員の定着率向上に取り組んでおります。

職員の教育・育成につきましては、訪問看護は、看護師一人で自宅を訪問し業務を行うため、医療に対する知識や技術と病棟や外来などでの豊富な経験、さらに患者さんや御家族との円滑なコミュニケーション能力が求められるため、看護部内に教育研修委員会を組織して、マネジメントラダーを活用して、役職や経験年数などのレベルに応じた研修計画を立て、教育研修を行っております。また、認定看護師などの資格取得やスキルアップを目指す意

欲ある職員には、認定看護師養成研修や長期研修に必要な経費の一部を助成する制度を設けて、訪問看護を担うことができるスタッフの育成にも努めております。

今後はさらなる人材確保の取組としまして、定年延長による60歳以上の経験豊富な人材のセカンドキャリア支援として、夜勤や交代勤務のない訪問看護の業務に従事していただくことや看護師不足を補い、業務の負担軽減を図るため、特定技能実習による外国人看護師などを看護補助者として採用することも有効な対策として検討してまいりたいと考えております。

町といたしましては、今後も地域にとって必要な医療・介護を持続的に担っていけるよう、病院、家庭医療クリニック、訪問看護ステーションを一体的に運営・管理し、安定的に切れ目のないよう人材の確保にも積極的に取り組むとともに、教育・育成の充実に努めてまいります。以上申し上げまして答弁といたします。

議 長
5 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 5 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） まず1番目の災害時のトイレのことについてですが、6月の一般質問で申し上げたように三つ私が提案させていただいて、一口のようかと携帯トイレ、また黄色い安否確認タオルというのを配布したらどうかというようなお話をさせていただきました。今年12月1日の防災訓練には、城下地区と私の住む大門地区では、黄色い安否タオルというものを各戸に配りまして、実際に掲げて町内会で使ってみたというところですけども、城下地区に関しては本当に簡易トイレ等もちゃんと整備して、熱心にやっておられましたので、こういうものに対して補助金に対応できるというお話でしたが、そういう黄色いタオルとかそういう簡易トイレ等も補助でできるのでしょうか。

議 長
防 災 監

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 防災監。

（ 小 澤 幸 廣 君 ） 防災監です。

川岸議員の御質問にお答えをいたします。

簡易トイレまた安否確認タオルについて町としての補助金の対

象となるのかという御質問でございますが、基本的にはこの防災資機材の補助金につきましては、自主防災組織として管理するもの、防災倉庫などに管理するもの、自主防災組織が必要とするものについて補助金の対象としているというものでございます。この簡易トイレや携帯トイレにつきましては、現在の要綱で避難所生活用資機材ということで対象としておりますので、これにつきましては先ほどの答弁でもございましたが、今後自主防災組織で積極的に備蓄をしていただくように、またPRをしていきたいと思っております。安否確認タオルについてですが、現在の要綱では個人が保管するために購入するものは対象外とすると、そのような文言がございますので、その個人が保管することにあたりますので現在は対象外とはしておりますが、今後そこにつきましては本当に自主防災組織として必要なもの、町として自主防災組織にお願いをしたいことについては、対象とする方向で今考えておりますので、この要綱の見直し等、少し整理しまして、現在自主防災組織で購入されたものについては、今の要綱で対象外ということで、それぞれの自主防災組織で購入していただくということで、御理解いただきたいと思いますのですが、今後につきましては、その安否確認タオルについても個人で保管するものではございますが、自主防災組織として必要なもの、自主防災組織として個人の安否を確認することにつきましては、今後は対象とする方向で考えていきたいと思っております。以上です。

議長
5番議員

（吉筋恵治君）5番、川岸和花子君。

（川岸和花子君）黄色い安否確認タオルについては、今後自主防災組織として必要なものとして検討していただけるということで森町全体のために考えていただけるとありがたいと思えますし、今先行して準備してもらった自主防災組織についても、ちょっと御考慮いただきたいと思いますところですので。

能登半島地震でも東日本大震災でも阪神淡路大震災でも、避難所のトイレは非常にひどいものであったというお話を伺いまし

た。先ほど答弁でもありましたように、できるだけトイレに行かないように水分を控えたりとか、食事が通らなかつたりということで体調を壊して、ひどいときには災害関連死というところに至ってしまうわけですが、避難所だけではなくて地震が発生した時には自宅においても、能登半島地震でも下水道管が破損して水も流れずに、水がないことも困ったけど、まず流れないことに困ったというお話を伺いました。下水道管が機能を果たせなくなった時に流してしまうと、逆に逆流してさらに不衛生な状態になるということも心配されます。それを抑えるためには、まず地震が起こって、下水道がつながっているところは下水道を使ってはいけないという意識をまず皆さんに知らせなきゃいけないと思うのです。そういう防災のことを考えると、よく水だとか食料だとかいろいろなものを用意するわけですが、大体3時間以内にトイレに行きたくなくなっちゃうという、水とか食料が欲しくなる前に、まずトイレに行きたくなくなるという現実があると思います。そこで、つい大丈夫だろうと思って使っちゃうと、もうそれでひどい状態になるということを抑えるためにも、そういう意識の啓発が必要だと思います。こちら、スライドですが、特定非営利活動法人日本トイレ研究所というところで、携帯トイレの使い方というものをユーチューブで紹介しております。まず携帯トイレと言っても、袋の中に凝固剤が入っているもので、先ほど100円ぐらいで手に入れられるということでしたけれども、まず、その下水、水洗トイレはまず水がたまっています、そこを水を隔離するということがまず必要です。携帯トイレが水でぬれないようにポリ袋をまずつける。そこからここに書いてあるように、水や臭いや虫が上がってくるのを防ぐということが、第一に必要です。その上に携帯トイレをつけて、その後に用を足してそこに凝固剤を入れるわけですが、凝固剤を入れるタイプもあるし、中にシートが設置されているものもあるし、その商品によっていろいろですが、大体使ったことがないのでこれをどう使うの

議 長
防 災 監

かということがまずあまり知られてない。まず携帯トイレもあまり知られてない、その凝固剤というのもどうやって使うのかも分からない、能登半島の時にはその凝固剤を袋から出してパラパラと入れるのですけれども、高齢者は分からずにそのまま袋ごと放り込んだとか、使い方を全く知らない、そういうところを知らせていくということが必要だと思います。この知識なしにスムーズにトイレのことができるのかというところですが、この啓発の方法というのを町は何か考えてないでしょうか。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 防災監。

（ 小 澤 幸 廣 君 ） 防災監です。

川岸議員の御質問にお答えをいたします。

携帯トイレの使い方について、町として啓発周知をどのように考えているかという御質問でございますが、議員の御発言のとおり、携帯トイレの使い方ということについては、小さなお子さんから高齢者までそれを周知していかないといけないということが言えると思います。災害がいつ起こるか分からない、そのときに使う場面になってどう使ったらいいのか分からなければ、そこでまたトイレも停滞してしまうということになるかと思います。携帯トイレについては一長一短がありまして、衛生的にトイレが保たれるという反面、誰でも使えるようにその方法を知っておかなければいけないということがあると思います。町といたしましては、先ほどの答弁でもありましたように県で携帯トイレの備蓄に関してチラシを発行しております。静岡県の公式ホームページの防災緊急情報から情報を検索することができるのですが、このチラシでは1日当たり一人どのぐらい備蓄したらよいか、1日5回分を1週間分ということで、アニメ的に子供でも分かるように分かりやすく掲載されております。

また、災害用トイレの例としましてこのような種類がありますということで、使い方についてもアニメで掲載されているチラシになっております。先ほど答弁でも申し上げましたが、このチラ

シについて今年もりもり2万人まつりの時に災害ボランティアに配布していただいたり、自主防災会でそういう防災についての情報を各世帯で共有したいというところもございましたので、その時に携帯トイレの備蓄に関するチラシを配布していただいたということもございます。今後、この備蓄だけでなく、使い方についても町民に知っていただくために、このチラシも利用して配布していくようなことも考えていきたいと思います。

またこの県のホームページにある携帯トイレの備蓄に関するチラシもリンクできるように、また備蓄食料とかそういうのも合わせて森町のホームページにおいて掲載していくようなことも考えていきたいと思います。

また防災連絡会の時に配布したり、回覧とか町の広報などを通じて啓発もしていきたいと考えております。以上です。

議 長
5 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) トイレというのは一人ひとりの問題ですので、やはり一人ひとりに届くような方法でお願いしたいなと思うところです。

また避難所においても、トイレは誰が責任を持って管理するのか、また先ほどし尿処理の計画も立てられているということではありましたけれども、その数だけではなくて、やはりその治安を維持するであるとか清潔に管理するとか、責任を持って誰がやるとか、また防災時のトイレに関する研修なども行われているようですので、その本当にトイレ等いろいろなことを考えなきゃいけないところですけども、トイレというのはその治安を維持するという意味でも大切なところだと思いますので、それについての計画というのを別に立ち上げてもいいぐらいかと思っているのですけれども、その点はどうお考えでしょうか。

議 長
防 災 監

(吉 筋 恵 治 君) 防災監。

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

川岸議員の御質問にお答えします。

避難所における治安維持といいますか、トイレを清潔に保つ、そのような計画も町としては考えた方がよいのではないかと、どう考えるかというような御質問でございますが、議員おっしゃるとおり、避難所におけるトイレの衛生面を保つということが携帯トイレとか、いろいろな清潔に保つ種類のものを使うということも大事ですが、今配備している仮設トイレ、これを清潔に保つ、衛生面でしっかりと管理していくということが最も大事かと考えております。それにつきましては、今おっしゃられたように計画的にマニュアル等で示していく必要がございます。県の避難所運営マニュアルの中にもそのようなことが記載されておりますけども、1日最低1回でもトイレの清掃をするとか、他の自治体の被災地の例では、避難者の中から当番を決めてそれで毎日管理する、清掃するというようなことも決められているということも聞いております。

トイレの種類とか、どのようなものがどのぐらい必要なのかということも含めて、まずは自助、町民自らによる備え、また地域による備え、自主防災組織等のトイレの備蓄等これは共助になります。また町による備えということで公助、これについても計画の中では必要かと思えます。それに加えてトイレの課題とその取組についても考えていく必要があると思えます。「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」というものが平成28年に内閣府から示されているものがございます。またこの中身を参考にしながら、町のトイレの計画についても今後検討していきたいと考えております。以上です。

議 長
5 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 5 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 今課長が言っていたように、共助も考えなきゃいけないし、公助でもいろいろと向上していただきたいところですけども、まずはその町民が自分で、自ら自助というところの意識を高めていくという必要もあると思っております。

静岡県危機管理部危機情報課が出している令和6年度の南海トラフ地震についての県民調査というのを今、インターネット上で行っております。そちらのアンケートに答えると、自分が地震に対してどれぐらいの準備をしているとか、どれぐらいの知識があるとか、何が必要かというのをアンケートに答えながら自分で考えられるのです。そこについて、この言葉について知っていますかとかいうアンケートですけど、知らない時は、その下にそれについての解説が書いていたり、またそのサイトへ飛んだりとか、何かアンケートに答えながら勉強できるみたいになっているのです。アンケートに答えながら勉強していくみたいなシステムがいいなと思って、そういうものを何か広報に取り入れられないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長
防災監

（吉筋恵治 君）防災監。

（小澤幸廣 君）防災監です。

川岸議員の御質問にお答えします。

ただいま県の事例として、そのようなアンケートから勉強していくような方策を町で取り入れられないかというような御質問でございますが、またこれにつきましては県のそのアンケート等ちょっと確認しまして、今後の参考としていきたいと思います。

また、今防災課として考えているのが、「わたしの避難計画」というものがありまして、町民一人ひとりが地震などあった時に、どのような行動をとっていくかということを自ら考えて記入していただいて、見えるところに貼っておくような、そういうものがあります。県としても「わたしの避難計画」ということについて推進しているところでございますので、またこれについても今後町としても推進していきたい、考えていきたいと今思っておりますので、先ほど御意見ありましたアンケート的なもので勉強できる方法というものも少しこちらで研究して、また今後町民にそのような意識を持っていただくような施策というものを考えていきたいと思います。以上です。

議 長
5 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 了解いたしました。

では次の 2 番目に移りたいと思います。

森町は保健・医療・福祉の連携が非常にとられている地域包括ケアがちょうどよい規模で行われておりまして、その地域包括ケアが今後健康維持ヘルスケアシステムへ移行していこうというのが町の方針でございます。また町民の意識も高く、関心を持って関わっていただいていると私は感じていますし、また高齢者の増加に対して入院から地域で生活できるというような方向のために、森町病院の地域医療の役割はとても大きいものだと、非常に感謝しております。なので、訪問看護・介護の増加、ニーズがこれからどんどん見込まれる中で、今、森町が直接事業を行っている訪問看護に関しての人材確保というのがますます必要になるだろうと、先ほど答弁でいろいろな努力をしているというお答えをいただきました。自宅でのリハビリテーションを希望する人も増えて、訪問看護ステーションでは 1 日約 26 件の訪問していただいているということで、本当に森町を走り回っていただいて、一件一件条件も違うし、症状も違うという人々に対応していただいているなと思っております。また在宅医療支援室さざんかがその調整のハブの役割を果たしていただいているところです。

ところで私達が小さい頃というのは、家族が 3 世代で住んでいて、私は 6 人とか、おじいちゃん、おばあちゃん、御家庭によってはさらにひいおじいちゃんとかがいたりとかして、みんなで暮らしていたという印象だったのですが、今は若い世代の人が若い世代だけ、また高齢の御夫婦だけという感じで、別で暮らしているという家庭が多くなっております。こちら、スライドにしたのですが、こちら森町の統計からです。人口と世帯数の推移ということで、平成 20 年から人口は、今 2 万人が 1 万 7,000 人になってきておりますが、世帯数は増えております。6,083 世帯から 6,698 世帯、6,700 世帯に増えております。単身者の世帯数が

増えているということで、また 65 歳以上の高齢者単身世帯が増えております。令和 2 年度の国勢調査になりますが、今 705 件、つまり 705 人が多分まだ増えていると思うのですけれども、うち男性が 285 件、女性が 420 件の高齢者世帯、単身世帯です。年代で見ると、一番多いのが 85 歳以上の女性が、85 歳以上の男性の単身の人は 45 人に対して、85 歳以上の女性の単身の世帯の人が 132 人ということで非常に女性の一人暮らしの高齢者多いということが出ております。多分もっと増えていると思うのですけれども、これは全国的な傾向で、しばらくの間はその増加の傾向が続くと思います。お一人で暮らされていて、元気で自分のことができるうちは良いですが、やはり年齢とともに体も大変になってくるのですけれども、若い人が近くにおられる、近くに住んでいるとかならまだいいですけど、例えば都市部に行っておられて農村部で御夫婦が進んでいるとか一人暮らしとかということになると、自分でことができなくなると、施設に入るという選択肢もあるので、介護度で入る、入れないがあったり、また施設も不足していることで、住み慣れた家で生活ができるように在宅医療また在宅介護というものが、ますます必要になってきていると思います。もうそこで人材が不足してこれからもっと必要になってくるとするのはもう皆が思っていることです。特に森町の病院、家庭医療クリニックがありますので、看護師の確保にも御苦労されているというのも承知しております。東海アクシス看護専門学校を卒業した人も卒業生の進路として、やはり大きな病院、磐田病院とか中東遠医療センターに多く行かれて、森町病院では一人を確保するのがようやくという感じになっております。森町の訪問看護ステーションでは、24 時間 365 日電話で相談を受けているというそういうこともやっておられますので、その受けている間はその体制を誰かが取っていただいているのですけれども、例えば、認知症の御主人がおられる御夫婦が、認知症の御主人が暴れてちょっと手がつけられなくなったりとかした時に電話がかかっ

てきたりとか、本当に実際の現場は大変だろうと思っております。輪番制で待機されているとは伺っているのですが、やはり精神的なものとか、常に気を張ってなきゃいけないとか、あと体力的なものが必要なので、先ほど今不足はないとおっしゃられたものの、やはり人数がいることでそれは少しでも軽減していけるのではないかと考えております。この人材確保ということは、本当に各方面で永遠の課題ではございますが、先ほども報酬を見直したりであるとか、報酬の変更で管理職、組織を変えてみたりとかというようなことをおっしゃっていますが、そういうことも限界があるだろうと考えております。そこで森町には看護師さんの確保に対してこのような魅力があるというか、森町はここが強い、森町に来て働けば、ここが魅力だよというところが何かということ、何だと思っておられるか伺います。

議 長
病 院
事務局長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 病院事務局長。

（ 朝比奈直之 君 ） 病院事務局長です。

ただいまの川岸議員の再質問にお答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、森町で働くことの魅力を病院としてどう考えているかと、どんなことがあるかという御質問でございます。

森町の医療につきましては、森町病院の機能が急性期、それから回復期、それから病院の機能以外に家庭医療クリニックでの在宅訪問、診療、それからかかりつけ機能、それから訪問看護ステーションでは病気になって自宅でいろいろ希望される人の訪問看護というような様々な形でサービスを行っているという状況でございます。一般的に看護師の資格を取られて、川岸議員から先ほどお話ありましたように、資格を取られた人というのは資格を取っただけで、業務についてはまだ経験も積んでないですし、一人前の看護師になるまでには数年かかるという状況がありますので、看護師資格を取られた人というのは経験を積む、それから看護師としてのスキルを高めるといったことで急性期、この近隣で

いきますと磐田病院で、中東遠総合医療センターにまずは入って、看護師としてのスキルを高めていくと、そこから数年後、一人前の看護師になった時点で自分として何がやりたいか、どんな看護師を目指すかというのをその中で考えながら、自分の将来を考えていくといった看護師が多いと思われます。そういった中で、森町病院とすると、急性期病棟はあるものの、患者の疾患というのは、高度急性期の病院と比較すると限られておりますので、そういったところでの知識・経験を進むというのがなかなかできないというところがありますので、森町病院で働くことの魅力ということと言えますと、急性期の治療だけではなくて医師とかもそうですが、かかりつけ医、あるいはかかりつけの看護師として、その患者さんに寄り添った医療をやりたいというような希望のある人が働きやすい病院かなと考えておりますので、森町病院、または森町訪問看護ステーションの魅力というのは、この地域に根ざした地域医療になっているという中で、そういった寄り添った医療を提供するということができるということになりますので、そういったことを求めている看護師さんについて、当院としても求めていますし、そういった面での魅力を今後も発信してまいりたいと考えております。以上です。

議長
5番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 5 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 事務局長がおっしゃったように、本当に訪問看護ステーションのスタッフとか、患者さんに寄り添うというか、本当に身近に向き合っていただいているという面をすごく感じるところで、確かに魅力だとは思いますが。それを前面に出して訴えていって、人材がどれだけ確保できるかというのはまたちょっと難しいかなと思うところですが、最近私がいろいろな人に話を聞いている中で、意外と町内でも看護師の資格を持っているけれども働いてないという人が割とおられるということを知って、私はそんなにおられないと思っていたのですが、実際は働いてないけど持っているよという人が意外とおられると。そういう

議 長
病 院
事務局長

人々はいろいろな事情で報酬に対する、仕事に対しての対価がどうかとか、その人生の中の子育てであるとか、また介護とか、御家族の事情とかで働けないということがあるのかもしれませんが、そういう人々が復活して、職場に着いていただけるような何か良い施策みたいなものはちょっと何か考えられないかと思うのですけれども、そういうところはどうでしょうか。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 病院事務局長。

（ 朝比奈直之 君 ） 病院事務局長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えいたします。

資格を持っていても、看護師の業務を離れている人がたくさんいて、そういった人々の復職について対策は何か考えているか、取組あるかという御質問かと思われます。

病院では、そういった人というのを数多く採用しております。先ほど申し上げましたように新卒者で森町という人がなかなか少ないものですから、森町病院とするとやはり経験があるという人を積極的に採用しているということはございますが、なかなかそういう人が復職を希望するかどうかというのは、御本人の家庭の事情であったり、子育て中であったりとか、その他御自宅で介護されているとかというような人もいらっしゃいますので、そういった諸々の条件を見ながらということになります。

森町病院とするとそういった人の復職を積極的に受け入れるということで取り組んでいるのは、その人の希望をある程度沿う形で、勤務時間であったり、業務の内容、同じ看護師でも通常の夜勤であったり交代勤務できるという人を病院とすると1番求めるわけですが、そういうことがなかなかできないと、ただ看護師として復職をして貢献したいというような人もいらっしゃいますので、そういった人に対しては時短勤務であったり、夜勤、あるいは交代勤務なしで、外来に最初に入ってくださいという形で、その人の希望に合った業務、あるいは勤務時間というのを考えながら採用をしているというようなことがございます。

あとは復職にあたって子育て中の人については、院内に保育園がございますので、そういった働きやすい環境づくりといった面では院内保育園を設置して、安心して努めていただけるといったようなことも行っているところでございます。以上です。

議 長
5 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 5 番、川岸和花子君。
（ 川岸和花子 君 ） 最後に、町長の答弁で外国人看護師を検討しているというようなお話がございました。介護の世界でも外国人というのは多く、世の中では今たくさん採用されているわけですが、やはり日本語の壁というか、やはり言葉が通じない、感覚が通じないというところが非常に大きいようではございますけれども、外国人看護師に対する具体的なものが何か一つでも決まっているのかどうか伺います。

議 長
病 院
事務局長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 病院事務局長。
（ 朝比奈直之 君 ） 病院事務局長です。
川岸議員の再質問にお答えいたします。

外国人看護師の採用について、何か考えが今のところあるかというような御質問かと思われませんが、外国人看護師の採用については、日本の国家資格を持たないと日本での国内での看護師としての業務ができないというのが大前提にありますので、外国人の看護師を採用した場合にはその看護師の医療が行える業務ではなくて、主には介護業務、それから看護師の補助業務、そういったものを行っていただくということになります。病院としましても、具体的に採用しているという状況ではございませんが、実は 10 月に、技能実習生の受入れの民間企業といろいろやりとりをさせていただく中で、仮想面談という形でインドネシアの看護師さんとウェブで面談を行わせていただきました。その時も日本語が通じるかなということをちょっと心配したところですが、川岸議員言われたようにコミュニケーションが、なかなか日本語がしゃべれない、取れない、患者さんとのコミュニケーションとか職場単位でのコミュニケーションが取れないということも考えられますの

で、そういったところを心配したところですが、その面接の中でも日本語は普通にお話ができるという人でした。そういった日本に来る技能実習を希望される人というのは、そういった看護師であつたり薬剤師であつたり資格というのはもちろん持った上で、もう少し日本で高度な医療を勉強したいという人が多いのですが、そういう人は資格を取った上で、現地の日本語学校に通って、日本語検定４級以上を取った人でないと、そういった業者も特定技能実習として日本に送らないという方針でやっているようですので、そういったコミュニケーションについては、特に問題はないのかなと考えております。実際にやっていただける業務というのは限られるわけですが、看護師の業務というのは、人材不足という影響ももちろんありまして、なかなか負担が大きくなっているという中で、その看護師の業務を補助するという役割としては、非常に外国人の看護師は知識、それから現地看護師の資格は元々持っておられる人でありますので、そういった面ではそういった人を看護の補助として入っていただくというのは、有効的な対策かなということで考えております。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） ここでしばらく休憩します。

（ 午前１０時３６分 ～ 午前１０時４５分 休憩 ）

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

３番、佐藤明孝君。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

３番議員

（ 佐 藤 明 孝 君 ） ３番、佐藤明孝でございます。

それでは通告書記載のと通りの質問をさせていただきます。

（１）中学校部活動地域移行の状況について。

中学校部活動地域移行については、文部科学省やスポーツ省が部活動改革のため、学習指導要領解説に、部活動ガイドラインの見直しを図るなどして、学校と地域クラブのあり方を示す方針で計画がされております。また、地域移行に関しては課題も多いで

すが、これらの問題点等につき、次のとおり伺います。

一点目、令和4年9月議会で平川議員の質問に対し、令和7年度を目処に休日の部活動を地域移行し、持続可能となるような体制作りを進めると答弁されておりますが、現在の進捗状況はどうか。また、本件に関連した協議会が開催されていると思いますが、同会議で方向性や将来の計画は示されたのかどうか。

二点目、磐田市教育委員会並びに掛川市教育委員会は部活動地域移行に関し、課題である指導者確保のため、指導者バンクを設け、その確保に努めており、指導者登録があります、森町における指導者確保のための取組はどうか伺います。

三点目、掛川市には公認地域クラブが39ありますが、2026年夏頃には70超になるものと見込まれております。森町には現在いくつかの公認地域クラブが登録されているのか。また、今後公認地域クラブの登録予定はあるか伺います。

四点目、近隣市は2026年夏頃を目処に、中学校の部活動を廃止して、地域クラブに完全移行する計画があります。森町として完全移行する計画はあるのか、また、完全移行する場合は部活動と学校教育の関係はどのようなものになるのか。

この四点伺いたいと思います。

議 長
教 育 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 教育長、野口和英君。

（ 野 口 和 英 君 ） 教育長です。

佐藤議員の御質問に、私、教育長からお答えいたします。

「中学校部活動地域移行の状況について」の御質問でございますが、現在、中学校の部活動につきましては、生徒の自発的な参加による活動により、スポーツや文化に親しみ、自主性の育成や仲間との人間関係づくりを通して、責任感や連帯感を育む場として学校教育の一環において取り組んでおります。しかし、近年、少子化による生徒数の減少により部活動の種目数が確保できなくなったり、指導する教員に関しましても、競技経験のない部活動の指導や大会引率等による休日の長時間勤務などが大きな負担と

なっていることが問題となっております。こうした中、令和4年6月にスポーツ庁から「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」が提出され、文化庁においても同年8月に「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」が出されたところであります。さらに同年12月には、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。ガイドラインには、「令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」ことが示されました。また、議員御案内のとおり、現在、部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直しが行われており、地域クラブ活動の位置付けや学校との連携の在り方等をさらに明確にするため、関連の記載が見直される予定であります。

一点目の「令和4年9月議会で、平川議員の質問に対し『令和7年度を目処に休日の部活動を地域移行し、持続可能となるような体制づくりを進める』と答弁されているが、現在の進捗状況はどうか。また、本件に関連した協議会が開催されていると思うが、同会議で方向性や将来の計画は示されたのか」の質問でございますが、令和4年9月定例議会一般質問における平川議員の「中学校の今後の部活動について」の質問に対し、「スポーツ庁と文化庁の有識者会議において、令和7年度を目処に休日の部活動を地域に移行する体制づくりが提言されている。中学校の部活動のスポーツや文化に親しむ意義を改めて見直し、中学校だけでなく町内の文化活動に関わる団体や体育協会等、多くの関係機関の御協力をいただきながら、生徒がいろいろな部活動の中から自主的に選択して参加することができ、そしてその部活動が持続可能なものとなるような体制づくりに向けて検討をまいります」と答弁しております。

現在の進捗状況でございますが、令和5年度に有識者、学校関係者、スポーツ・文化関係者等を委員とする「森町地域クラブ活

動推進協議会」を設置し、これまで3回の会議を開催して協議を行っております。町の計画や取組状況を町民の皆さんにお知らせするため、広報もりまち12月号と町ホームページに「中学校部活動の地域移行について」を掲載いたしましたので、佐藤議員も御覧いただいたかと思います。今回、中学校部活動の移行スケジュールとしてロードマップを公表いたしました。現在地である本年度は、地域移行に向け、中学校において合同部活動を推進するとともに、移行の取組として地域クラブ活動の推進体制、指導体制の整備や運営体制の検討を行っているところです。協議会では、少子化が進み、子供の人数が少ない森町の現状を踏まえ、将来的には中学生の年代だけではなく、幅広い年代と一緒に活動し、子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保を目指していくことを方針とし、協議しております。また、将来の計画につきましては、協議会で決定した移行スケジュールに基づき、令和10年度を目標に、今ある部活動を段階的に地域クラブ活動へ移行していく計画で進めております。

二点目の「磐田市教育委員会並びに掛川市教育委員会は、部活動地域移行に関し、課題である指導者確保のため、指導者バンクを設けその確保に努めており、指導者登録がある。森町における指導者確保のための取組はどうか伺う」につきましては、森町におきましても、12月から地域クラブ活動の指導者募集を開始いたしました。指導者募集のチラシを作成し、町内回覧やホームページで呼び掛けているほか、町の施設にも配架しております。また、各スポーツ団体や森の夢づくり大学の教授などにも配布していきたいと考えております。なお、今回の募集につきましては、応募後直ちに指導を開始していただくものではなく、まずは、どのような種目の指導者が存在するのかを把握することを目的としており、今後の地域クラブ設置に向けた取組であります。町では、地域クラブ活動の試行として、複数のスポーツ・文化芸術活動を体験できるクラブの設置を検討しております。今後、応募いただい

た人と面接を行い、実施可能な活動を選定していきたいと考えております。また、現在中学校で行われている部活動の種目を指導できる人におかれましては、外部指導者として関わっていただくことも想定しておりますので、多くの人に応募していただけるよう、周知してまいります。

三点目の「掛川市には、公認地域クラブが 39 あるが、2026 年夏ころには 70 超になるものと見込まれている。森町には現在いくつの公認地域クラブが登録されているか。また、今後公認地域クラブの登録予定はあるか伺う」についてであります。一般論としての「公認地域クラブ」について御説明いたします。公認地域クラブは、地域移行の段階において、設定要件を満たす中学校部活動に準じた活動を行う団体を、市町が独自に公認し、適切な地域クラブ活動の運営ができるよう活動への支援等を行っているものです。認定の要件は、主なものを例として挙げますと、国や市町のガイドラインに準じた活動を行うこと、規約や会則等に基づき適正に団体の運営がされていること、市町が指定する指導者研修の受講またはスポーツ、文化芸術指導者資格を有している指導者が携わること、適切な活動時間や休養日等を設定していること等であり、公認する市町が認定要件を設定します。また、公認した市町では、活動場所の優先使用や使用料の減免、活動の広報等の支援を行っていると同っております。森町には現在いくつの公認地域クラブが登録されているかとの御質問でございますが、森町では現時点において今申し上げた内容での公認地域クラブはございません。自治体の規模や中学生の人数、母体となる組織の有無等、地域によって状況が異なるため、部活動の地域移行の取り組み方も様々であります。総合型地域スポーツクラブがある地域は連携したり、スポーツ協会や文化財団が運営主体となって進めている事例もあります。また、地域には以前から中学生を指導している民間クラブやスポーツ・文化芸術団体がある中で、公認や登録の考え方も市町それぞれであります。掛川市のように数多くの団体

を公認地域クラブとして登録している自治体がある一方で、新たな地域クラブを新設するとともに既存のスポーツ団体やスポーツ少年団、生涯学習講座も地域移行後の受け皿と位置づけて取り組んでいる自治体もございます。本町においても、子供の人数や活動しているスポーツ・文化芸術団体数等の現状を踏まえ、公認の考え方や持続可能な地域クラブ活動について検討しているところです。引き続き全国の取組事例を参考に、協議会で協議しながら検討を重ねてまいります。

四点目の「近隣市は 2026 年夏ころを目途に中学校の部活動を廃止して、地域クラブに完全移行する計画があるが、森町として完全移行する計画はあるか。また、完全移行する場合は、部活動と学校教育の関係はどのようになるのか伺う」について申し上げます。

一点目の御質問で移行スケジュールについて申し上げましたように、令和 10 年度に地域クラブ活動へ完全移行することを目指し、可能な部活動から段階的に移行していく計画で進めてまいります。今ある部活動は、合同部活動を推進し外部指導者の充実を図りながら、受け皿となる地域クラブを設置していきたいと考えておりますが、指導者や活動場所の確保、保護者の負担等、課題の解決には困難が予想されます。したがって、活動が少人数で指導者や活動場所が確保しやすいクラブやスポーツ少年団等の活動実績があり、中学生を受け入れられる体制があるクラブ等を中心に、地域クラブ活動としての環境づくりをした上で、可能な部活動から順次、地域移行してまいりたいと考えております。また、部活動と学校教育の関係についてでございますが、これまで学校教育におきましては、部活動を「教育課程外の学校教育活動」と位置づけ、「スポーツや文化・科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」として取り組んでまいりました。今回の地域移行の取組により、部活動が学校教育活動を離れての活動となります

ので、これまでの学校教育の位置づけとは違った役割が期待されます。今までの中学校での部活動は学校規模や教職員指導者の条件等により活動種目や活動場所が限定されたものでありましたが、地域クラブには学校部活動の種目以外の多種・多様な活動が生まれる可能性がありますので生徒にとって選択肢が広がるというメリットがあります。部活動の地域移行が契機となって、生徒の興味・関心が高まり、新たな学びや経験を広げる良い機会となることが期待されます。さらには、中学生年代だけでなく、永く将来にわたりその活動に関わることができるようになったり、今までの活動では関わりの薄かった地域の小学生、高校生、社会人等、幅広い世代とのつながりが生まれたりすることが期待できます。今後、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流を通じた学びの場となることが期待できる地域クラブ活動に、家庭・地域・学校それぞれの立場から連携・協働しながら地域全体で取り組み、「地域に根ざした持続可能な森町ならではの地域クラブ」として、今までの学校教育とは違った新たな役割を果たすことができるよう検討してまいりたいと考えております。以上申し上げまして答弁といたします。

議 長
3 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 3 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ） それでは一点目の関係から再質問させていただきます。

まず令和 5 年から令和 7 年の 3 か年というのは、改革の推進準備期間と位置づけされております。これに関しては、この期間内の取組というのをもう一度お願いしたいと思います。

議 長
社会教育
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 社会教育課長。

（ 三 澤 由 紀 子 君 ） 社会教育課長です。

佐藤議員の御質問にお答えします。

国の方針が出されてからですが、町では学校教育課、社会教育課が一緒になって検討を開始しております。令和 5 年度に入りましてからは、総合教育会議で説明させていただいたりしてお

りますが、または近隣の市町と情報共有したり、そういったところで、まずは学校の校長先生や部活担当の先生とも打合せをしたりする中で、森町としてどう取り組んでいくか検討を続けてまいりました。令和5年度にこの取組を推進するために、森町地域クラブ活動推進協議会を設置しまして、ここからは先ほど答弁で申し上げましたように、3回にわたり協議会を開催し、いろいろ検討してきております。協議会は3回開催しておりますが、少し協議会の中身について触れさせていただきたいと思います。

最初ですけれども、本年2月19日に第1回の協議会を開催させていただいております。その際に議題としては、この協議会設置の目的、それから、森町のスポーツ・文化の活動状況について、今後の取組について、そういったところを議題として話し合いをしております。この時につきましては、第1回の会議であり、協議会の目的や委員の役割、町が目指す将来的に中学生の年代だけでなく、幅広い年代と一緒に活動し、森町の子供たちがスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するということについて、事務局から最初に説明をさせていただいております。それから、森町におけるスポーツ、文化の位置づけ、各種団体の活動状況、それから中学校部活動の現状について報告させていただいております。今後の取組を検討するに当たりましては、移行スケジュール案を委員の皆さんにお示しし、意見をいただいております。

次に令和6年度に入りまして、第1回の協議会を6月19日に開催しております。その時の議題につきましては、年度が変わりましたので、令和6年度の中学校部活動の状況について、地域クラブ活動の移行スケジュールについて、令和6年度の取組について、この三つについて協議させていただいております。前回の第1回の協議会で出された意見を反映した移行スケジュール案を改めて提示しまして、協議し決定しております。このスケジュールについては、先日、広報もりまち等でも公表させていただいたものに

なります。そして、このスケジュールに基づきまして、令和6年度に取り組むべき内容について検討させていただきました。

それから、本年度の第2回の協議会につきましては、10月3日に開催させていただきました。議題としましては、中学校部活動の3年生が抜けて新体制になっておりますので、その部活動の状況について、それから中学校部活動の段階的移行について、地域クラブ活動認定の課題について、指導者の募集についてを議題とさせていただいております。この時は、委員であります校長先生から中学校における段階的移行の考え方や課題が示されまして、それを共有させていただきました。それから、9月にスポーツ少年団や体協競技部との意見交換会を社会教育課において行いましたので、そのことについて報告させていただき、森町として地域クラブをどう位置づけるか、課題を整理し、検討する必要があるということをご共有させていただきました。それから、指導者の募集方法についてもこの場で協議させていただき、いろいろ検討した中で、今回12月に指導者募集を開始したところでございます。

このように協議会で、いろいろ課題等を共有しながら意見をもらって、検討を進めてきております。今の取組状況ということで、スケジュールに示させていただいて、ロードマップに示してあるのですけれども、令和5年度につきましては部活動の現状把握や部活動の課題整理等を行っておりまして、令和6年度に入りまして、学校においては、合同部活動の推進ということで、合同練習とか、合同チームとかそういったところを学校において進めていただいております。また社会教育課、学校教育課両課におきましては、今後地域クラブをどういったものにしていくかというところ、両課にわたって教育長を交えながらいろいろ協議を進めている段階でございます。以上です。

議 長
3番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3番、佐藤明孝君。
(佐 藤 明 孝 君) 既に3回の協議会が開かれていることは今お聞きしました、分かりました。

それで、この協議会の委員ですが、有識者、学校関係者、スポーツ、文化関係者等を委員とするとこのようになっております。学校関係者は、何となく分かりますけれども、その他の有識者がどういった人を指すのか、またスポーツ、文化関係者等につきましては、今現在義務教育課程の生徒さんを相手とする今回のこの協議会でございますから、そういった面に関しての経験的なもの、経験法則的なものはどうなのかというところをちょっと改めてお聞きしたいと思います。委員の関係についてでございます。

議 長
社会教育
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 社会教育課長。

（ 三澤由紀子 君 ） 社会教育課長です。

ただいまの佐藤議員の協議会のメンバーというところで、御質問にお答えしたいと思います。

まず、学識経験者としましては静岡産業大学スポーツ科学部教授に入っていていただきまして、会長を務めていただいております。それから、もう一人学識研修経験者として部活動顧問経験者であります教員OB、校長先生も経験している人ですけど、その人に入っていていただきます。それから、体育協会会長、文化協会会長、あと学校関係としましては旭が丘中学校、森中学校の校長先生それぞれと、PTAの代表者それぞれの学校から出てきております。当初はこのメンバーでスタートしたのですが、本年10月からいろいろな事例を見まして、高校との連携も考えていきたいとことでお声掛けしまして、遠江総合高校の教頭先生にも加わっていただきしております。メンバーとしてはこういう顔ぶれになっております。以上です。

議 長
3 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 3 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ） 分かりました。そういった人々でしたら非常に良いかなと感じる次第でございます。

それでは二点目の指導者の関係について再質問させていただきます。

12 月から既に募集を開始しているところになりました。私

議 長
教 育 長

も広報もりまちのQRコードからの指導者募集欄をちょっと拝見させていただきました。それを見ましたら、いろいろ条件的なものがたくさん書かれていたのですけれども、この中で教育長の御答弁の中にもあったのですが、やはり今まで学校教育に携わったことがない、そういったスポーツ経験者、指導者が今回指導者としてもしも採用されるということになりますと、やはり感情盛んな中学生を相手にするということになりますから、研修等がどうしても必須的なものになるのではないかと感じます。答弁の中には研修等もお言葉もありましたけれども、ただQRコードの中では、この研修という内容の言葉も全く出ていなかったものですから、その点についてもう一度改めてちょっと研修等はどんな計画をもって、またどんなところを研修項目としてやるのかということころをちょっとお聞きしたいと思います。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 教育長、野口和英君。

（ 野 口 和 英 君 ） 教育長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えします。

まず、今回の募集につきましては、候補者となりうる人材を発掘するというのが一番の目的でございますので、募集した人が即座に指導者になるということではないということはず御承知おきいただきたいと思います。研修内容としましては、実施する内容としましてまだ確定したものではありませんけれども、まず森町の地域クラブとしての理念をしっかりと理解していただくということ、勝利至上主義に走らないとか、適正な活動時間、休養、活動場所の条件とか、そういったものについての理解を図っていただくこと、それからやはり例えばスポーツであれば、運動生理学、あるいは栄養学等もその対象となるでしょうし、救護に関する、救急救命に関するような条件についても、研修内容としては当然入ってくるであろうと思われます。また種目によっては、国あるいは協会のライセンス等が必要になってくるものもあるかと思っておりますので、そういったものの確認、それから大会に参加

する、中体連に参加するにあたっては細かな条件がいろいろございますので、そういったことに対する周知徹底、そういったものを研修内容としては予定されるのではないかと考えております。以上です。

議 長
3 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 3 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ） 今回の指導者の募集云々については、候補者となりうる人材の確保のためというところで今お話を伺いました。これにつきましては、例えば最終的に指導者として採用いたしますという状態になった場合については、ライン的なものかもう既に設けられているのか、ここら辺のラインの人だったら、指導者として合格でしょうというところが設けられているか、どうかその点をちょっと簡単にお聞きしたいと思います。

議 長
教 育 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 教育長、野口和英君。

（ 野 口 和 英 君 ） 教育長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えします。

まだ現時点では、具体的にどこまでのラインであれば、指導者として採用になるのかというのは、まだございません。ただ、現在の部活動の基準に準じた内容となると思いますので、その辺のところの理解がある人というのが、最低条件となります。したがって、例えば勝利至上主義に走らないということがございますので、ものすごく競技性を高めることを目的にしたような指導者は、指導者の条件としてはふさわしくないと考えております。現在では、そのぐらいの内容に控えさせていただきます。以上です。

議 長
3 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 3 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ） 今のところはそういった境界的なものは設けられていないということですが、やはり現在の中学校の部活動のそういった状況で指導的なものを参考にしてということで分かりました。

それで、学校の教員の先生の働き方改革等もあって、今回部活動の地域移行というのが提案されているものと考えております。

議 長
教 育 長

これにつきましては実は磐田教育委員会で、中学校の先生にアンケートを取ったと、その結果、休日の日でも引き続き部活動を指導したいという形で希望している人はわずか2割程度しかいなかったということで、ほとんどの先生ができればやりたくないということらしいのです。しかしながらその反面、保護者にとってみると、これはぜひ続けてもらいたいということで6割以上の保護者については、地域移行について賛成をしているというこういったアンケートが既に出ていきますけれども、この実情に関して、教育長としては元教員の働き方改革もありますけれども、この結果についてどう考えるか、ちょっと見解をお聞きしたいと思います。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 教育長、野口和英君。

（ 野 口 和 英 君 ） 教育長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えします。

地域移行した場合にその地域でクラブを指導したいかという教員の割合が2割程度というアンケート結果につきましては、私も承知しております。それが実態であろうと思っておりますし、他の市町でも、やはりアンケートを見ると、そのような状況があると認識しております。やはり教員にとって、経験のある部活動を指導できているかという、ほとんどというか、必ずしもそういう実態はなくて、未経験者が競技の指導をする、あるいはかなり家庭に負担を強いて、土日の指導を行うと、あるいは平日におきましても、勤務時間を超えて指導をしているという実態がございます。そのような指導を今後も続けたいという希望が2割というのは、正直なところであるだろうなと思っております。

また、昨日も実は現在の中体連の会長・理事長が来庁し意見交換をしたのでありますけれども、やはり自分の学校の子供たちが所属しているクラブであれば、指導したいと思うけれども、ほかの学校の子供たちまで、自分が住んでいる居住地でない地域で活動するのには抵抗があるというような意見もあると伺っておりま

す。したがって、やはり教員に指導を全て任せるという時代はもう無理なのかなと思っておりますので、幅広くいろいろな人材を発掘する必要があるかと思います。したがって、今後地域クラブとしては、現在の部活動にある種目とは違ったものを多く取り入れていく、生涯学習、生涯スポーツの観点からいろいろな種目にチャレンジできるようなメニューを増やしていくということ、そして多種多様な人材を確保するということが必要になってくるであろうと考えます。以上です。

議 長
3 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 3 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ） 分かりました。

それで、これは私が県の教育委員会からいただいた資料ですが、実は令和 6 年 6 月時点におきまして、地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業の実施予定先というものがございます。静岡県は 35 市町あるのですが、この中でわずか 8 市が候補地として名乗りを上げているのですが、この中で西部方面は磐田市と掛川市だけです。したがって町としては、静岡県、一つもございません。幸い近隣に磐田市、掛川市で実証事業の予定地ということで指定されておりますから、これにつきましては、ぜひ、この掛川市なり磐田市なりの事業の進め方を参考にさせていただきたいと思いますが、これについてちょっと協力的なことをやっていただきたいということでお聞きしたいと思います。

議 長
教 育 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 教育長、野口和英君。

（ 野 口 和 英 君 ） 教育長です。

ただいまの佐藤議員の他市との連携についての御質問でございますけれども、これにつきましては、現時点でも既に情報交換を行っております。御前崎市から湖西市までの市との情報交換会も行っておりますし、磐田市、袋井市は定期的に担当者、課長が情報交換を行いまして、それぞれの進捗状況について確認を取り、できるだけ磐田市、袋井市とは、歩調をそろえて進めていきたいと思っているところでございます。

議 長
社会教育
課 長

社会教育長からも補足いたします。

(吉 筋 恵 治 君) 社会教育課長。

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

ただいまの教育長の答弁に追加する形になりますけども、それこそ磐田市、掛川市と森町は抱えている課題も違いますし、子供の数や現在活動している団体の数も違うものですから、なかなか同じように取組ができるかかといったら、そういったことではありませんので、広域で意見情報交換会も行った中で、いろいろ近隣の情報は聞いておりますが、その中でも磐田市、掛川市のように団体が既にいくつか地域クラブとして登録されて、開始を始めているところに比べますと、まだまだ森町はちょっと検討段階でありますので、実証事業とかそういったところに手を挙げて、進めていくという段階にはありませんが、また袋井市などの情報もいただいておりますので、そういった中でまずは森町としてどういった地域クラブが良いのか森町の規模とか状況に合わせたものをまずはしっかり検討して、それから他市を参考にしながら取組をしていきたいと考えております。以上です。

議 長
3 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 他市との連携については今お聞きいたしました。

それでは、今回のこの地域移行に関して、国とか県からは、地域の実情に合ったような検討をお願いしたいという通達もなされていると思います。ちょっと確認のためにお聞きしたいのですが、この森町の実情に合ったとなりますと、どういったところがそういう形になるのか、近隣市との違いがどういったところになるのかというところをちょっと確認の意味でお聞きしたいと思えます。

議 長
社会教育
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 社会教育課長。

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

佐藤議員の御質問にお答えします。

森町の実情にあったというところでございますが、今抱えている課題について少し説明させていただきたいと思います。部活動の地域移行や地域連携という言葉のとおり、地域の指導者による活動に展開していく取組であります。当然受け皿がなければ活動できませんし、持続可能な運営でなければならないと思っております。今ある部活動は段階的に移行していく計画であります。しかしながら、全ての種目において、受け皿となる地域クラブができるかは指導者があってのことであり、現時点では分からないところがあります。また地域クラブ活動はこれまで部活動になかった種目も幅広く設置していく考えでありまして、子供たちの選択肢が増える一方で、一定数の人数が集まらないクラブが発生する可能性もございます。活動日が重ならなければ、複数のクラブに参加することも可能ですけども、団体競技は特に地域クラブを作っても、チームが組めるかという心配があります。意見交換会を行った中で、小学生のアンケートを実施してはという声もあったのですが、今の段階ではどのようなクラブを設置できるか明確でないため、今後の進捗状況に応じて必要性を検討していきたいと考えているところであります。地域クラブの設置にあたっては、当然、活動場所も必要になるため、学校施設や公共施設の利用についても新たなルールづくりが必要だと認識しております。また、子供たちの移動手段につきましても、山間地を抱えておりますので、あわせて検討が必要と思っております。それから保護者の費用負担についても理解を求めていく必要があります。これらの課題については、ごく一部であります。大前提としまして、森町の子供たちが不安に思うことなく、希望する活動に継続して参加できる環境をつくることを第一に考えなくてはならないと思っておりますので、こういった課題を一つ一つ解決して前に進めていかなければいけないということは認識しております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 3 番、佐藤明孝君。

3 番議員

（ 佐藤明孝 君 ）森町が抱える実情というのは、今お聞きしまして分かりました。

それでは2番についてはこれを最後にしたいと思いますが、地域移行という名称で今進んでおりますけれども、この名称が地域連携とか地域協働とかいろいろな形で名称変更のことも議題になっていると思いますが、森町としては最終的にどのような形の名称するのかということはもうお決まりでしょうか。その点だけ最後をお願いします。

議 長
学校教育
課 長

（ 吉筋恵治 君 ）学校教育課長。

（ 塩澤由記弥 君 ）学校教育課長です。

ただいまの議員の地域移行、地域展開とか、いろいろな言葉がありますけれども、森町がどの方向へ進んでいくかという御質問にお答えいたします。

令和4年に示されたスポーツ庁、文化庁の方針では、地域移行という言葉がまず謳われまして、学校の部活動を地域へ移していくというような、移行ですのでそのような方針、矢印のような学校から地域のクラブへというような形で示されておりました。今まで町での検討もその示された方針を森町としてどのように取り組んでいくかということを前提として検討しておりますので、まず移行するという前提です。今までの御質疑のとおり、周智地区、県下のほかの町でも年度は違いますが、将来的には、地域クラブへ移行するという事で進めております。ただ御案内のように、ここ12月2日ぐらいから国で有識者会議が開かれて、今までの取組を検証する中で、実証実験等を全国的に展開する中での課題点というのを洗い出して、今後の方針につなげるというようなことが検討されているという情報が来ております。その中で確たる文書、指示等がまだ出ていないわけではないので、印象的なものでしかはないのですが、地域展開という言葉、今までは地域移行であったものが地域展開という言葉を使うというようなこと、というのは、学習指導要領におきましての位置づけ

もあわせて検討されているというようなことですけれども、その中では、学校から地域という矢印、二極化の移行ではなくて、徐々に展開していくということなので、学校、地域、家庭とか、そういったものを含めて、いろいろ広げていくというような関わりの中で、学習指導要領の中でも謳われるという方針であるということを経験として聞いておりますので、今のところ、森町の検討は地域移行というようなイメージで取り組んでまいりましたけれども、今後のそのような流れの中で取組をまた検討していきたいと考えております。今のところの説明している内容は、地域移行ということで念頭に進めているところでございます。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 3 番、佐藤明孝君。

3 番議員

（ 佐 藤 明 孝 君 ） 分かりました。

それでは次に三点目の質問に行きたいと思います。公認地域クラブの関係です。

今のところ、森町では全くこれが設けられていないとのことです。公認地域クラブ、公認するには、先ほど教育長おっしゃってくれたように認定要件というのが、やはり各自治体で定める内容的なものがあるのです。認定要件、その中の一つの先ほど私質問いたしました研修会をやるべき必要があるというところもありますけれども、掛川市はさっき説明したように、もう既にたくさん用意されております。しかしながら今からこの公認地域クラブというのを設定するとなると、かなり時間かかるかなと思うのです。

地域移行について、本当に受け皿となるのがこの地域クラブですから、をもう少し早めにこの地域クラブを選んでいただきたいと思いますと思いますが、見通しのものをちょっと伺いたいと思います。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 社会教育課長。

社会教育

（ 三澤由紀子 君 ） 社会教育課長です。

課 長

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えします。

公認の方向性とか見通しということでございますが、これまでの検討状況について少し説明させていただきます。

議員おっしゃるとおり、掛川市や磐田市が既に地域クラブの公認クラブ、加盟クラブといった名称で活動を開始しておりますので、森町としましても、スポーツ少年団等の既存団体や新設クラブの認定要件について、先ほど協議会の議題としてもちょっと説明しましたけども、検討は始めていたところでありましたが、9月に体育協会等の既存団体の意見を伺う中で、教育長も申し上げましたとおり、勝利を目指す団体にとっては国が示すガイドラインの遵守が困難であるということ、また中学生を受け入れることで、これまでの会費や指導者の報酬の考え方を見直さなければならないこと、また事務的な作業の負担が増えるのではないかなど多くの課題があるということをその意見交換の中で把握しました。公認する以上、要件の設定が必要になってきますけども、この認定要件が厳しいと、クラブ数を確保できないという可能性もございます。考えるべきなのは子供たちの活動の場をどう確保するかということですので、公認ありきではなく、公認しなくても、町にはこういう団体があるのですという紹介とかもできると思うのです。既に民間のクラブチームとかが子供たちの選択肢としてある中ですので、どういったところを公認して、公認したところだけ地域クラブとして認めて活動してもらうのかとかそういうことではなく、子供たちがどう活動場所を選択していけるかということも踏まえまして、まだ検討段階ではありますが、検討していききたいという段階ですので、ずっと先送りするわけではなく、いろいろ考えてはいますので、その辺を整理しながら、子供たちにとっていいものを考えていききたいと思います。以上です。

議 長
3 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 3 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ） 分かりました。

先ほどの社会教育課長の御答弁の中で、地域クラブの意向に関して保護者等に対する負担的なものをちょっと御了解願いたいというお話がちょっとありました。この保護者の負担等については、

今私が話した公認の地域クラブ認定された場合には、その支援策として、保護者の負担軽減を図るという意味のものも実はあるのです。認定を受けた場合については保護者負担の軽減とか、継続的な運営、今お話があったようなクラブ運営等の事務手続き等に関しても支援をしなければいけないといところがありますけれども、公認しなくてもよい選択肢もあるというお話だったのですが、こういった場合になりますと、今度はクラブのあり方そのものがちょっと中途半端にならないかなとこういう気持ちにもちょっとなってしまうのですけれども、そこら辺のお考えはどうでしょうか。

議 長
教 育 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 教育長、野口和英君。

（ 野 口 和 英 君 ） 教育長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えします。

公認する、しないというのは非常に難しい問題がございますけれども、現在でも、例えば硬式野球でいえば、森町ではありませんけれども、リトルシニア・ボーイズ等の団体がありまして、そういった団体については当然受益者負担でありますし、また今後地域クラブと認定しなくても、そういったクラブはそのまま今の活動を目指してチャンピオンシップで進めていくということになるかと思います。地域クラブにおいては、チャンピオンシップではない生涯スポーツ、生涯学習の観点に立ちますので、例えば要保護家庭、準要保護家庭の人については、支援策も当然必要になると考えますし、施設の優先利用あるいは学校施設を利用するのであれば減免措置とか、文化会館にしてもそのような減免措置が当然ついて回るであろうと思っております。したがって、地域クラブについては、当然町としての支援は必要になってくると考えております。どのような条件がクラブとしては認められるのかということは今後しっかりと検討してまいります。以上です。

議 長
3 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 3 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ） 分かりました。

それでちょっと話前後してしまうのですが、先ほどの指導者の確保の関係について一点だけ言い忘れたことがあって、実はこの指導者の関係については、スポーツとか文化芸術等の経験者が一番望ましいとは思っているのですが、この中で実は他県においては現役の大学生を中学校の部活のスポーツ、文化的なものの指導者として来ていただくという計画をしているところもあるのです。そういうところもあるということであるならば、森町においても学生さんに来ていただく、そういったところの実現できれば、教員を目指すという学生さんの良い経験にもなるのではないかなと思うわけです。ただでさえ教員不足で、静岡県は教員の採用試験を5月に前倒して実施しているということもありますから、そういったことも踏まえた上で、ぜひ学生さんを指導者として招いていただくという考え方、これについてちょっと伺いたいと思います。

議長
学校教育
課長

(吉 筋 恵 治 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの地域の指導者の確保の中で幅広い人材をという御提案がございました。実際今検討しております協議会におきましても、静岡産業大学の先生もいらしておりますし、また遠江総合高校の先生も委員としていらっしゃっております。あと、地域で今実際に小学生を対象に活動しているクラブの人もいらっしゃいますので、幅広い世代で関係を持つ中で、それぞれが指導したり、指導されたりというような関係の中で、地域の中での取組に取り組むことによって、幅広い活動に広がることを期待しております。以上です。

議長
3 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 委員の中にそういった先生が実際いらっしゃるならば、そういった話もぜひしていただいて、将来の教員の確保も踏まえた上での指導的なものを依頼していただくというところをお願いしていただければと思います。

時間的に最後の質問になります。最終的には、各地域実情が確かにございます。掛川市、磐田市と森町やはり違います、いろいろな面で違うと思います。しかしながら、義務教育課程の生徒さんに市町が違うことによって差が生まれてしまうということ、これはやはりなるべくならば本当に避けていただきたいという強い気持ちでいるものですから、最後にこの市町における生徒さんの、確かに立場も違う、町も違いますけれども、その差をつけないためには、つけられないためにはどういうところに注意するかというところを最後の質問にしたいと思います。

議 長
教 育 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 教育長、野口和英君。

（ 野 口 和 英 君 ） 教育長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えします。

地域格差をつけてはいけないという御質問であろうかと思えますけれども、現在、森町では中学校二つございまして野球部が既に合同部活動を行っており、また、陸上も合同練習を定期的に行っていると、来年の夏には女子バレー、それから男子バスケも合同部活を、来年の夏以降の新人戦から進めていくという予定でございますので、現在の部活動をやっている子たちにとっては不利益が生じないようにします。ソフトテニスには部員数が多いものですから、それぞれの部活動でそれぞれ進めていくということになります。そして現在の野球、バレーについては、例えば少年団でそのまま中等部として指導していく人がいらっしゃれば、それをクラブとして移行していくということも可能ではないかなと思いますので、競技性を高めたい人にとっては、その活躍の場はそのまま継続できるように、こちらとしてもできるだけ支援を、協力をお願いしていくと考えます。またそれとは別にレギュレーション的な種目をやりたい子ということにとってはそれぞれのメニューを用意するというにしまして、幅広く選択肢が残るように、努力をしまっている所存です。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 3 番、佐藤明孝君。

3 番議員

（ 佐藤明孝 君 ）最後の質問と言ってしまいましたが、付属でもう一点だけです。

今教育長がおっしゃったようにバレーとか野球とかという団体競技の場合はいいと思うのですけれども、やはり個人競技となると、すごく少人数で限られてきてしまいます。こういった人々が、やはり置いてきぼりを食うと、例えば剣道とか柔道をやる、二人とか3人ぐらいしかいないといった場合については、またそういうところである程度差が出てきちゃうのかなとも思いますので、ぜひそういった少人数で行う部活についてもちょっと考え方をお願いしたいと思います。

議 長

（ 吉筋恵治 君 ）教育長、野口和英君。

教 育 長

（ 野口和英 君 ）最後の御質問ですけれども、確かに団体種目と個人種目ではやはり立場が異なっています。個人種目については、複数選択できるようなマルチスポーツという観点でいくのがいいのではないかと思います。以上です。

議 長

（ 吉筋恵治 君 ）引き続き一般質問を行います。

6 番、岡戸章夫君。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

6 番議員

（ 岡戸章夫 君 ）6 番、岡戸です。

通告のとおり、行政による山林の買取り制度についてを一問一答形式にてお伺いします。

近年、山林所有者より、所有する山林を森林組合や町に寄附したい、または買い取ってくれないかとの声が聞かれるようになってきました。この背景として、一つ、所有者が森町から離れ、実質的な山林管理ができなくなっていること、二つ、代々山林を受け継いできた所有者が、木材価格の低迷により、山林の所有が負担になってきていることなどがあり、全国的な問題ともなっています。そのような中で、兵庫県佐用町では、このような問題解決策として「佐用町町有林化促進事業」と称した山林の引取

り事業が進められています。調査させていただいたところ、とても良い制度と認識しましたので、森町でも導入できないか、町長の考えを伺います。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午前 11 時 47 分 ~ 午後 1 時 00 分 休憩)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) 岡戸議員の「山林の買取り制度について」の御質問にお答えいたします。

長引く木材価格の低迷は、山林所有者の林業経営に対する意欲を低下させているとともに、山林所有の意識をも低下させ、相続された山林所在地が分からないといった一部所有者もいる状況であり、充分な管理ができていない山林が発生していることは、森林の持つ多様な公益的機能を損なうことにつながる点でも危惧されることであると認識しております。

さて、議員が調査されました兵庫県佐用町で行っております取組につきましては、職員も調査に同行させていただき、その報告を受けたところでございます。佐用町で行われております「佐用町町有林化促進事業」につきましては、「佐用町森づくり基本条例」に基づく森林整備促進のため、所有者による経営管理が困難な山林の町有林化を促進することにより、将来にわたって健全な森林として経営管理するとともに、所有者不明の森林や放置林を解消することを目的に取り組まれております。町有林化の方法は、譲渡によるもので、寄附又は売買で行われており、売買の場合は土地 1 平方メートル当たり 10 円と定め、立木が生育している場合は、立木密度や杉、ヒノキといった樹種により 1 立方メートル当たり 100 円から 750 円としております。なお、この事業は、令和 14 年度までの 10 年間の期限が設けられているとともに、山林の町有化の面積が民有林面積の 2 割に当たる 5,000 ヘクタールに達するまでとされております。

では、佐用町がこの取組を始めた背景について申し上げます。

佐用町は、兵庫県の西端で岡山県と県境を接しており、地形は中国山地の東端部に連なる西播磨^{はりま}山地を源として北から南に千種川水系が中央を貫流しており、北部には日名倉山をはじめ、標高 600 メートル以上の山々がそびえ、中部には河川の流域に沿ってなだらかな丘陵地があり、集落や農地などが分布しております。平地の占める割合が少なく、山林などの自然的土地利用がその多くを占めております。人口は 1 万 5 千人、面積は 307.44 平方キロメートル、森林面積は 241.61 平方キロメートルで町域の 81 パーセントを占めております。森林面積のうち人工林が 122.22 平方キロメートルと 50 パーセントで、その 6 割以上が 50 年生でございます。

このような佐用町において、平成 16 年に台風による風倒木被害が発生し、倒木処理が行われた面積は 246 ヘクタールにも達したことに加え、平成 21 年には最大時間雨量 89.0 ミリメートル、24 時間最大雨量 326.5 ミリメートルの豪雨により、林地荒廃 152 か所、死者・行方不明者 20 人、住宅被害 1,790 棟という甚大な被災を受けたことにより、健全な山林の重要性に着目し、平成 24 年度から「森林経営計画制度」による間伐施業の推進、「林地台帳の精緻化」による精度の高い林地台帳の整備、「兵庫県民緑税事業」による災害に強い森づくりの推進など、各種事業に積極的に取り組まれております。そして令和 2 年度には、森林の木材生産機能のみならず、水源涵養^{かんよう}や土砂災害の防止、地球温暖化の防止等多面的な機能を発揮させることに努めるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）に貢献するため、森林の保続培養、林産物の安定供給の確保、林業の発展及び林業者の福祉の増進を図るべく、町における森づくりの羅針盤として「佐用町森林ビジョン」を策定し、①「災害に強い森づくり」、②「木づかいと交流の街づくり」、③「森・街・未来を繋ぐ^{つな}人づくり」の三つの重点理念と、それによる、利益や恩恵が所有者や住民に「還る森」へを目標と定めてお

ります。さらに、令和3年度には、①「森林の有する公益的・多面的機能の発揮」、②「町・森林所有者・町民の責務や役割を明記」、③「豊かな環境、資源および文化をはぐくむ森林の保全、創造、次世代への継承」を目的とする、「佐用町森づくり基本条例」を定め、町の役割、所有者の役割、町民の役割を明確化し、町の森林に対する意思表示を行っております。

こうした取組のもと、令和元年に森林所有者に対して行われたアンケート調査では、山林の所有を負担に思われる人が46パーセント、自分で管理する意向がない人が90パーセント、全ての山林を手放したい人が28パーセント、手放したい山林がある人が19パーセント、将来的に自ら管理ができない人が69パーセントとの結果等から約7割の人が所有森林を放置しており、さらに、森林所有者の3分の1が森林を手放したいと考えていることが明らかになりました。森林を手放したいと考えている所有者が今後、森林を適正に維持管理することは考えにくいいため、それらの森林の管理方法が課題となっており、対策として森林経営管理制度が導入されたところではありますが、制度をそのまま運用することは、経営委託期間満了後の森林の管理方法等において課題を残すこととなるなど、長期的に見ると支障をきたす可能性が高いため、長期的に森林の維持管理が可能となる制度を創設することとし、その方策の一つとして、これらの町有林化に向けた制度が検討され、令和4年4月1日から町有林化促進事業がスタートしております。令和4年、令和5年の実績は、寄附で109件、138.7ヘクタール、売買で281件、680.9ヘクタール、令和3年以前の寄附を含め全体で400件、840.5ヘクタールとなっております。また、購入額につきましては、土地で6,526万円、立木で1億482万円で、その財源には町有のメガソーラーによる売電収益と森林環境譲与税が充てられているとのことでございます。

さて、議員御質問の「同制度を森町でも導入できないか」ということでございますが、まず、森町における森林整備への取組につ

いて御説明申し上げます。

本町における森林・林業関連施策の方向や森林整備に関する指針は、「森町森林整備計画書（現計画期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日）」に定めており、この計画の対象となる森林は、民有林9,162ヘクタールで、その大部分は杉、ヒノキを主体とした人工林であり、面積は6,983ヘクタールで、民有林の約76パーセントとなっております。そして、人工林の約93パーセントは40年生以上と、資源として成熟しており、積極的な利用が望まれるものですが、小規模の森林所有者が多く、計画的に森林施業が行われていない状況である等の課題があります。また、カーボンニュートラルに寄与する森林吸収源の確保や近年頻発する集中豪雨等による災害の多発化・激甚化対策としての、水源の涵養^{かんよう}や土砂の流出・崩壊防止等、森林の持つ公益的機能の重要性や木材増産の必要性が益々高まってきております。こうしたことから森町は、全域において水源涵養機能^{かんよう}が高い森林を持つ地域であり、その機能が効果的に発揮されるよう、適切な整備・保全を推進する一方で、特に北部地域の三倉・天方地区においては、林業に必要な木材等生産機能を発揮させるため、路網整備や森林施業の集約化を進め、形質の良好な木材を搬出できる森林を目指すこととし、当計画期間中に年間約7,000立方メートルの木材生産の目標が達成できるよう関係機関と協力し、取り組んでいくこととしております。さらに、平成28年度から森林認証制度を活用した森林経営を掛川市等と共同で実施しており、持続可能な森林管理を推進していくとともに、認証材を活用した地域材のブランド化に向けた取組を強化していくことに加え、令和元年度から交付されております森林環境譲与税を活用した事業を進めることとしております。森町といたしましては、この計画に沿い、北部三倉・天方地区においては、国の補助事業である「森林環境保全直接支援事業」や「林業・木材産業成長化促進対策事業」等を活用し、令和元年度からの5年間で約261ヘクタールの面積で間伐した木材を搬出す

る「搬出間伐」を実施し、森林整備と木材生産を行っております。また、南部地区におきましては、令和元年度から橘地区の一部の森林 138 ヘクタールの所有者 62 人を対象に、今後の森林管理に関する意向調査を行い、調査の結果、53 人の森林所有者から町への整備委託の希望を受け、令和 2 年度から令和 4 年度まで森林整備を行う必要性を洗い出す現地調査を実施してまいりました。その後、現地調査の結果を踏まえ、所有者に代わり直接町が間伐等による整備を実施する「公益的機能向上森林整備事業」に令和 5 年度から取り組んでおります。この事業の組立てにつきましては、公益社団法人静岡県山林協会の森林整備アドバイザーの協力を得て行っており、激甚災害の影響もあり、整備箇所の森林所有者 10 人とは、令和 6 年 7 月 1 日付で協定を締結させていただき、令和 5 年度繰越事業分と令和 6 年度事業分を合わせて 17.61 ヘクタールの森林整備を進めているところでございます。なお、令和 7 年度以降につきましては、90.89 ヘクタールの整備を予定しているところでございます。さらに、風倒木の送電線への影響による停電の発生を予防することを目的とした、「インフラ保全森林整備事業」も公益的機能向上森林整備事業と同様に令和 5 年度から取り組んでいるところでございます。このほかにも、森林づくり県民税を財源に、荒廃した森林の再生を目的とした県が事業主体である「森の力再生事業」による森林整備も森町内の各所で実施しております。

山林所有者には、それぞれの事情があり「森林組合や町に寄附したい、また買い取ってくれないかとの声が聞かれるようになった」とのことですが、町で把握しておりますものとしたしましては、相続や売買等により森林の所有者に変更があった際に提出を求めている「森林の土地の所有者届出書」の提出時等に、山を手放したいという相談が年に二、三件ほど寄せられております。そうした案件につきましては、山林の所在地や面積、立木の状況、町が寄附を受けることによるリスク等を鑑み、物件毎に寄

附の受領について判断をさせていただいております。しかし、森林は個人所有の資産でありますので、まずは林業経営の専門家であります森林組合等が、林業経営体等とのマッチングを通じた山林所有の継承を図っていただけることが理想であると思うところでございます。

町といたしましては、現状では、山林を自ら購入し経営を行っていくまでの施策が構築できているわけではなく、積極的に町有林化を推進する方針等もありませんので、現時点では山林の買取り制度をすぐに導入することは困難であると考えております。しかしながら、令和4年には、昭和49年の七夕豪雨以来となる甚大な被害が発生し、続けて令和5年にも大きな被害が発生したことは、気候変動等による影響もさることながら、一部の森林が不健全な状況になっていることも少なからず被害拡大の要因の一部ではないかと推測されるところでございます。森林の多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることは重要な課題であり、森林が森町にとっても重要な財産であることを認識しつつ、町の役割、所有者の役割、町民の役割を整理する中で、改めて現状での課題把握や分析、本町ができる取組や森林経営管理制度の運用等について、研究・検討をしてまいりたいと考えているところでございます。当然その際には佐用町の制度及び制度構築にいたる検討経緯等についても参考とさせていただきたいと思っております。以上申し上げまして答弁といたします。

議 長
6 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 6 番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) 6 番、岡戸です。

それでは、再質問させていただきたいと思っております。

まず、この質問についてですけれども、あまり普段は表に出てこないような、ある意味地味な内容ではありますが、森町にとっては大変大きな問題であると思っております。答弁の中でありましたように、11月6日に私と森町森林組合長、財政課長、それから政策企画課長に御同行いただき、兵庫県佐用町様に視察

に伺ってきました。それを基に、森町での導入について町の考えを今回伺っている次第です。

そこでまず、実際に森町森林組合にどれくらい問合せや相談が来ているか、グラフにて御覧いただきたいと思います。平成28年から表しておりますが、実際には十数年前から毎年1件から2件くらいは問合せがあったようです。そのため、当時はその程度だったので、特にデータ取りはしてこなかったところ、令和3年、令和4年頃から急に問い合わせが増えだして、担当者も危機感を募らせ、現在は詳細を記録しているとのこと。その結果、令和5年には5件、令和6年は既に8件の問合せが来ており、内容的には所有が負担であり、寄附や買取りができないかとの相談だそうです。令和5年、令和6年の合計13件のうち、寄附もしくは買取りを希望される人が5件、それから買取りを希望される人が8件とのことでした。しかしながら現状ではそれに応える制度もなく、森林組合としても断らざるを得ない状況とのことでもあります。先ほどの答弁にも、町への問合せも一、二件毎年あるとのことですので、状況をある程度共有できているのかなと思います。その結果、推定ですけれども、ここ数年で相当数の山林が町外の、例えば不動産会社等に渡っているのでは、ということも担当者からは聞いております。

そこで質問ですけれども、森町の山林が、例えば町外の不動産会社等に売却されている状況を、町としてどれくらい把握されているのか、それからこのような状況をどう認識しているのか、まずお伺いしたいと思います。

議 長
産業課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 産業課長。

（ 栗 田 俊 助 君 ） 産業課長です。

ただいまの岡戸議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思います。

森町の山林が町外の人に売買されていると、どのように認識しているかというような御質問かと思えますけれども、先ほど町長の

議長
6番議員

答弁の中でありましたとおり、今、町で把握できているのが、相続等によって町に提出いただく森林所有者届というもので、今現在、所有者を確認させていただいているところでございます。過去見ているわけですが、町外の人に売買で渡っているというのはあまりなくて、現在の提出の状況を見ますと、ほとんどが親から子供、相続人に所有者が変更されているのが多く見受けられるところでございまして、町外にどれだけ物件が異動されているかというところは、現時点では正確には把握できていない状況でございします。そういった状況でございしますので、今のところ、どのように認識しているかということでございしますが、そのような届出の中身を見ながら、今後分析等もしていかなければいけないかなということで、今のお話を聞いての感想ということで、今後対応していきたいということでございします。以上です。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 6 番、岡戸章夫君。

（ 岡 戸 章 夫 君 ） 個人情報等もありますので、あまり踏み込んだことはここでも言えないところではありますけども、実際、森林組合の担当者さんとしては、相当数の物件が町外の所有者にわたっているということは把握しているようでございします。

それでは、ここで問題提起されたところの何が問題かというのをちょっと整理してみたいと思います。まず、山林の管理が疎かになる可能性がある。それによって災害の被害拡大につながるおそれがある。二つ目として、所有者の把握が難しくなる。所有者との連絡が取りづらくなるおそれがあるということで、例えば不動産会社等にわたりますと、当然売買によって利益を得ているため、転売が続いていくと所有者を追いづらくなることが予想されます。それから三つ目で、境界の問題など、法的なトラブル発生のおそれがある。これは境界などについてはっきりと売買のときに合意などしておればよいのですが、そこの辺が曖昧であると、誤って伐採してしまった場合などのトラブルにもなりかねない。それから四つ目として、外国資本、外資系資本にわたることによ

る望まざる開発行為や水源問題などの問題が発生するおそれがあるということで、太田川水系は答弁にもありましたように、水源^{かんよう}涵養によって保たれている、特に北部の森林環境が守られているからこそであって、こういった法規制を抜けた開発行為などがあった場合など、許しがたい事態も想定されるということです。ちなみに林野庁の統計では、外国法人又は外国人と思われる者による森林取得事例は、平成 18 年から令和 5 年の間で 358 件、2,868 ヘクタール、それから国内の外国資本と思われるものによる森林取得の事例は 334 件、7,211 ヘクタールとのことで、こういった統計も出ておるので、よく北海道などは、報道でも耳にすることありますけれども、決して森町でもそういうことが起こらないとも限らないということを認識する必要があるのかなと思います。最後に、これらの問題により自治体に予期せぬコストや負担が発生するおそれがあるのではと、こういった問題の可能性があるのでということで対策を必要とをすると私は考えております。それで、そういった背景を基にこれらの解決策として視察に伺った佐用町の取組が参考になるわけです。

町長の答弁にありましたように立地的に佐用町は兵庫県の岡山市と隣接したところにございます。地形的には山林に囲まれた町ということで、東西に中国自動車道があってインターチェンジもございます。それから智頭急行、それから J R の姫新線なども通っておりまして、町の中央部に佐用駅という駅がございまして、そのちょうど向かいに佐用町の役場、それから森林組合がございました。この佐用町は、人口約 1 万 4,800 人、面積が約 307 平方キロメートルで、山林割合が約 81 パーセントということで、森町と比較すると、とても類似した自治体であることが地形的、それから人口の動態からも分かると思います。これも答弁ありましたように、佐用町町有林化促進事業のざっくりしたあらましです。令和 2 年から開始されております。きっかけは、平成 16 年、平成 21 年と度重なる豪雨等により多大な発生災害が発生したことによ

議長
産業課長

るとのことです。もちろんそれまでも交付金を活用した山林の整備を進めてきていますけれども、森林整備の大切さを痛感したとのこと、それから森林所有者が引き続き管理できるかを令和5年にアンケートを実施したとのことです。回答の1,847人のうちの約7割が管理できないとの回答をされておりました。それらを受け、令和3年に森林ビジョンを策定、令和4年に森づくり基本条例を施行し、町の森林に対する意思表示をされてきております。この森づくり基本条例は森林に対する町の役割、所有者の役割、町民の役割を明記したものであって、個人的にはこの事業を進める上で軸になっていると感じました。

そこで質問ですが、森町でもこの買取り制度を導入する、しないに関わらず、こうした森林ビジョン、最低でもこの森づくりに対する条例が必要かと思いますがいかがでしょうか。これについては、財政課長と政策企画課長、それぞれ視察された感想も踏まえてちょっとお願いしたいと思います。

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

ただいまの条例制定の意向はどうかというような御質問だと思います。

基本条例の制定につきましては、先ほどお話出ましたように町の表明とか、基本的なものを示すものでございまして、基本理念や町、森林所有者、町民、事業者の役割などの特筆した条例制定が必要になってこようかと思っています。

現状、森林法の規定により策定されております森町森林整備計画において森町における森林林業を関連政策等の方向や森林整備に関する指針を示しておりますので、現在、国の補助事業である森林環境保全直接支援事業等をはじめ、そういった事業等を活用して、森林整備を行っておる状況でございます。森林整備は、現在、町といたしますと計画的に事業を進めていると考えております。条例を制定することについては、特筆した条例制定の背景、

議 長
財政課長

それから目的等が必要になってこようかと思imasので、現時点では、そういった状況ではないのかなと考えております。なお、今後まちづくりを推進していく中で、そのような状況になったという判断がされる場合には、町全体のバランスを考慮して、検討していきたいと考えております。以上です。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 財政課長。

（ 鈴 木 俊 久 君 ） 財政課長です。

岡戸議員の感想も含めた意見という形での御質問だと思います。

まず感想につきましては、同行させていただきまして、非常に先進的な取組であるなと実態を感じております。また東京大学の大学院農学部生命科学研究科の先生もこの佐用町については調査研究をしておりまして、ここでも独自の取組の制度であるので、今後の成果に期待したいというような意見も設けられているという状況でありますので、一定の成果が今後出てくることが期待されるのではないかなと感じております。そういう中で森町において同条例のような森づくりの条例を作ったらどうかという御質問に対しての私の現在の所感でございますが、まず、一つ目としまして、山の中には現在環境林と経済林という形がありまして、環境林には主には自然保護ですとかそういった点が多いのですけれども、森町においては古くから林業が行われている、昭和初期から林業が行われている中で、経済林としての促進が非常に進んでいるのではないかなと思っております。そういう面では経済林として、本来所有者が自分の資産を形成するための財産として作られた経緯をもう一度しっかりと所有者には御認識いただいて、その上でどう経済を回していくかというところを、まずは所有者自身にも考えていただきたいという点がございます。そして、佐用町の条例の中で出てきました行政の役割がどういったものか、それに加えて、町民の役割と所有者の役割というのがあります。そうすると町民に役割としてお願いしていく部分がありますので、

まずは広く町民にこの森づくり条例の基本となるような考え方についての御理解をいただくことが前提に必要なと、その上で所有者は所有者で、当然所有者に責務が及ぶものですからそういった所有者の理解も得る必要があるというようなことを考えますと、なかなか作りましようと言って作れるものではないかなと思いますので、まずは広く森町における森林のあり方、そして個々の皆さんの意識の統一というのを進めた上で、地盤が整った上での森づくり条例の作成という形に行くのではないかなと思うところがございますので、まず条例を作るという第1段階ではないかなと感じているということでございます。それから、管理の関係、町外の流出等についての考え方でございまして、森町の三倉地区におきましては、ほとんどが保安林という形で制限がかけられております。そうするとなかなかその制限のかかったところの森林を外国資本だとか違法な開発を目的とするような人がそこを積極的に求めてくるかということ、ちょっと難しいのかな、困難ではないかなというに考えているものですから、まずは町長の答弁の中にもありました、もし森林が管理できないのであれば、その所有を間に入って事業体等がコーディネートしていただいて、適切に管理ができるところへ所有を移転していただくというような方法を、まずは支援していくことが先になるのではないかなと考えているということでございます。

当然、佐用町につきましては森町と状況が似ているところでありましたが、佐用町については、人工林が50パーセント、天然林が残っているということでございますが、言い換えれば経済林としての植栽が困難な地域が多かったのかなと思うという面では、現在の異常気象や災害の多発も当然生まれてきている、そういう状況があるのではないかなと感じているということでございます。以上です。

議 長
政策企画

(吉 筋 恵 治 君) 政策企画課長。

(森 下 友 幸 君) 政策企画課長です。

岡戸議員の御質問にお答えしたいと思います。

森林整備に伴って、条例とか、ビジョンとか、そういったものの作成をということでありましたけれども、それについては産業課長からお答えしましたので、省かせていただきまして、私からは同行させていただきました佐用町の視察の感想について、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、特徴的だなと思ったのは、森林組合を訪問させていただいた時に、森林組合長が佐用町の町長が務めていらっしゃるということです。それが特別なことだったのかということを確認しましたら、兵庫県では組長さんが森林組合長を務めるのが一般的であるということで、これは静岡県と状況がかなり違うなという印象を持ったところです。それから、佐用町のこの取組のきっかけとなったものは町長の答弁にもありましたように、平成16年と平成21年に、町を襲ったかなり深刻な風水害ということで、役場も浸水をするとか大変な死者が発生するとかというそういったものだったということです。その災害の原因というものが、森林管理をそれまで怠ってきたということで、それが原因であったということです。その反省に基づいて、町の森林を何とかしなきゃいけないという、役場だけではなくて、町民を含めたコンセンサスがあるのではないかなと感じたところです。それから、もう一つ感想も持ちましたのは、町が主体となって、森林を管理していく、それも早生樹木、早く育つ木、特にユーカリを用いるということでしたけれども、そういった林業を自ら行っていくということでありましたけれども、その背景として兵庫県内では、バイオマス発電が積極的に行われていて、燃料としての材木の需要がしっかり見込めるという前提があるということでした。振り返って静岡県ですと、隣の袋井市にフォレストエナジーという新たなバイオマス発電施設ができますが、まだ始めたばかりという感じではないかなと思って、ちょっとそこら辺は兵庫県と状況が違うかなと感じたところであります。^{ざっばく}雑駁な感想になってしまいましたが私

議 長
6 番議員

から以上です。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 6 番、岡戸章夫君。

（ 岡 戸 章 夫 君 ） ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

続けて、やはりこういった事業をなかなか森町でもやるのは難しいというところでございますけれども、やはりこういった事業を進めるには、財源が当然必要となってくるところであります。それで令和元年から令和 5 年までの静岡県各市町の森林環境譲与税の執行率が県より出されていますので、少し紹介したいと思います。令和 5 年までに県内市町へ譲与された額は約 51 億円で、全体の執行額は 42 億円、全体の執行率は約 82 パーセントとのことです。森町は右端で一番赤いところで、執行率は 44 パーセントと出ています。森町の場合は今後の森林整備に向けて基金への積立てを行っているため、このような執行率となっていると思われますけれども、今後も概ね毎年 2,500 万円ほどの推移で譲与される見込みとのこともありますので、あまり基金への積立ては考えなくていいのかなと思います。実際佐用町では、先ほどの事業に満額森林環境譲与税を充てておるということもおっしゃられておりました。

ちょっとここで質問ですけれども、少し勘ぐると言ったらなんですが、直近で使い道が定まらないので、とりあえず基金に積み立てているのではと思ったりもしますけれども、そのような考えはないのでしょうか。

議 長
財政課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 財政課長。

（ 鈴 木 俊 久 君 ） 財政課長です。

岡戸議員の質問にお答えします。

森林環境譲与税が基金に積み立てられているということでの御質問でございますが、岡戸議員の話の中にもありましたとおり、今後の林業整備についての財源にしていくということでございます。町長の答弁の中にもありましたとおり、現在、橘地区で事業

を進めております。令和7年度以降につきましては、90.89ヘクタールという面積を予定をしております。こういったところの整備の財源としてはやはり基金が必要になりますので、当然必要額として押さえておきたいという財政的な運営を考えた積立てでございます。またあわせて、インフラ保全の森林整備事業ということでこれも町長の答弁の中にございましたが、風倒木の影響で電線にかかって停電が発生するというのがここ数年来の台風や豪雨等で起きております。こういった停電もあらかじめ予防的に伐採をしておくことによって防げるということで、こちらについても森林環境譲与税を使った取組をさせていただいております。また当然、林業の振興に資するために林道の整備、そういった点にも森林環境譲与税を上げさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。なお、森林環境譲与税2,500万円という話ありましたが、満額になりますともう少し増えるもので、ちょっとうろ覚えであります。3,500万円ぐらいは入る予定をしているのではなかったかなと思っております。以上です。

議 長
6 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 6 番、岡戸章夫君。

（ 岡 戸 章 夫 君 ） 確認させていただきました。

それからこの制度の財源の関係でもう一つ、町有林化することにより税収への影響も考えられます。これについて後日、佐用町さんに伺ったところ、このような回答をいただきましたので、少し紹介したいと思います。税収については当然、町有林化した部分の固定資産税は歳入減少となります。この点も制度設計上議論いたしましたが、山林に係る固定資産税額は微々たるものであることに加え、これ以上の効果を発揮できるというトップの判断です。なお、担当としては、買取り金額プラス税収減以上の経済効果を生み出すよう努めていきたいと考えています。たくさんの自治体が興味を示されていますので、陰ながら応援いたしますとのことで、一つ参考にしていただければと思います。

最後になりますけれども、このような事業について出口戦略は

どう考えたらいいいのかというのは、当然出てくると思います。要は町が山林を買い取ったとして、その後どうするということです。災害予防に向けて整備していくということは非常に分かりやすいと思うのですけれども、そのほかにどういう取組や活用があるか、ちょっとここで紹介したいと思います。

佐用町さんでもここは課題として挙げられていて、先ほど政策企画課長からもちっとお話ありましたように、一つの取組事例として、早生樹、早生ユーカリの育成に取りかかっているとのこと。早成樹というのは杉やヒノキなどより早く育成、生育する樹木を言いまして、植えてから回収するまでのサイクルが非常に早いため、収益率アップの可能性も上がるのではとのことでした。またCO₂吸収への期待もされるとのことです。これについては、ここも共通点が多いなと思ったのですけれども、実は中部電力さんも早世桐^{ぎり}の実証実験をこの近くで進められています。この写真は9月に中部電力さんが浜岡にて育てられている早生桐の補助を三倉地区連絡協議会にて視察に伺ったときの様子です。右に立っているのが私ですけれども、私の隣の木は2年半で約直径20センチほどに育っており、非常に今注目を浴びている事業の一つかなと思っております。

それともう一つ、これも森林の新たな活用事例ということで、左は賀茂郡松崎町の「山伏トレイルツアー」ということで、それから右側、山梨県市川三郷町の「市川公園MTBフィールド」ということで、森町でもミリオンペタルバイクパークがオープンし、もう既に年間数千人の利用客が訪れているとのこと、大変こういった森林を活用したアウトドアの分野の取組に期待を持てるのではないかなと思います。こういったことが森林においてもいろいろな角度から取組がされていますので、今後の森林の政策にもぜひ活用していただきたいなと思います。

政策企画課の職員もこの右側の市川公園に視察に行ったと伺っておりますけれども、その辺、何かその時の様子を少し教えてい

議 長
政策企画
課 長

ただけるとありがたいですけど、ざっくりで大丈夫です。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 政策企画課長。

（ 森 下 友 幸 君 ） 政策企画課長です。

岡戸議員の御質問にお答えします。

市川三郷町の市川公園MTBフィールドの視察であります、私も参加する予定でいましたが、ちょっと私用で行けなくなったものですから、担当者から伝聞で聞いているわけですが、まず市川公園というところが、合併後うまく管理できていなくて、使用されていなかったところ、それを山守人というNPO法人が借り受けて、初心者向けのMTBのフィールドとして、まず整備したと。それでそこだけでMTBの活動をするだけではなくて、近隣のその付近の山をトレイル、走るルートとして整備して、そこを起点に、いろいろな上達のレベルに応じた、初心者コースから中級者コース、上級者コースを用意してやっているということで、まだ始まったばかりの取組ということでありました。森林の活用方法として、今まではどうしても営林だとか、その経済林としての視点が多かったのですけれども、自然を楽しむ、それから人々のアウトドアアクティビティを提供するということで、新たな取組だと報告を聞いて感じたところです。ですので、森町においても何らかのこういった取組ができればいいなという印象を持ったところです。以上です。

議 長
6 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 6 番、岡戸章夫君。

（ 岡 戸 章 夫 君 ） 若干買取りのところから外れたかもしれませんが、その後の活用についてもちょっと触れさせていただいたところです。

まとめに入りたいと思うのですけれども、今こうしてやりとりをさせていただいて、やはり感じたのは現場の相對している森林組合さんと町の皆さんが考えているところとちょっと温度差があるのかなと、私も森林組合さんの人たちと話していると、やはり相当危機感を持っているように感じました。そういったところで

確かに森町にもこの森林整備計画書ございますけれども、これを見ても、あくまでもこれは所有者さんがはっきりしていて、フェイストゥフェイスでいろいろやって計画と一緒に進めていくということが出来る形の計画書となっておるので、目の前にその一緒に計画をやっていきましょうという相手が見えなくなる、いなくなるというところが今後増えてくると、この整備計画もブラッシュアップしていかなきゃいけないのかなと思ったりも感じております。そこで今言ったように、ちょっと温度差があるのかなと私は今日のやりとりをして感じましたので、一度森林組合さんとそういった実態を踏まえて、行政側の産業課になるのか、財政課になるのかあれですけれども、一応打合せ等をいただいて、まずは森林組合さんが感じている、把握している内容とか、一度実態を把握していただきたいなと、そういう機会を設けていただきたいなと思うのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

議 長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

ただいまの岡戸議員の御質問にお答えさせていただきます。

当然、森町で主に林業ということで間伐等、森町森林組合にお願いをしていろいろな事業をやっていただいておりますので、いろいろな担当者とはお話ししながら、いろいろな事業を森林組合にお願いしている部分もあるものですから、お聞きしながらというような話はしているのですが、今議員からお話がありましたので、またどういった内容についての話が、どこら辺が食い違っているかというのがちょっと分かりませんが、日頃とまた別に話合いの場が持てていけるようなことがあれば、双方、森林組合さんの気持ち等もあればお聞きする機会等もしていきながら進めていきたいと思っております。以上です。

議 長

議 長

(吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午後 1時57分 ～ 午後 2時10分 休憩)

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

11 番、西田彰君。

質問は、混合方式です。

登壇願います。

11 番議員

(西 田 彰 君) 11 番、西田彰でございます。

私は2問質問させていただきます。

1 問目は、マイナ保険証利用に伴う紙の保険証廃止による町民への影響についてを質問いたします。

12 月 2 日をもって、紙の保険証が発行停止となった。政府はマイナンバーカードの取得は任意と法律でも謳っている中で、いわば強制的に紙の保険証廃止を強行いたしました。マイナンバーカードの持つメリット、デメリット以上に保険証のカードをひも付けは多くの国民、町民に不安を与えていると思います。

伺います。1、カード取得が法律でも任意となっているものをいわば強制的にマイナ保険証とすることに、行政（首長）としてどのような認識しているのか伺います。2、森町のマイナ保険証取得割合と利用率はどうか。3、町民の皆さんは森町病院をはじめとして、町内外の様々な医療現場に受診、検診に行かれていると思います。紙の保険証は1年間、一部を除き使用できると思うが、そこでのトラブル、例えばカード認証不可等、どのような対応をしていくのか伺います。4、町民の健康に関わる問題である。行政としても、紙の保険証存続を各市町と連携して要望することはできないのか。

続いて2問目です。災害用指定移動について、能登では大災害で断水が起き、長期間続いた。このような事態を想定し、個人、民間の企業が所有する井戸を利用できるように、災害用指定井戸という対応をとっている自治体が見られます。

伺います。森町でも、指定井戸を確保する対応はできないか。

この2問でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) 西田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、「マイナ保険証利用に伴う紙の保険証廃止による町民への影響について」申し上げます。

マイナ保険証に関しましては、議員御指摘のとおり、令和6年12月2日から、全ての保険者（市町村国保、協会けんぽ、組合健保、共済組合、後期高齢者医療保険）が発行しておりました被保険者証の新規発行を取り止め、マイナ保険証を基本とする体制に移行されたところであります。本町におきましては、今年8月に交付した国民健康保険と後期高齢者医療保険の紙の被保険者証は、最長令和7年7月31日まで使用可能であることから、窓口においては大きな混乱もなく、スムーズな対応ができています。12月2日以降、新たに国保に加入された人や70歳、75歳になり、現在交付されている紙の被保険者証の有効期限を迎える人には、マイナ保険証の有無に応じて、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」をお渡しして、今までと同様に医療機関への受診可能な状況を提供しているところです。

さて、一点目の「マイナ保険証にすることについて、行政としてどのような認識でいるのかについて」でございますが、まず、マイナンバーカードの作成につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第16条の2第1項によりまして、あくまでも「申請に基づいて作成」するものと規定されていることから、マイナンバーカードと保険証情報とのひも付けについても義務化はされておきませんので、強制ではなく任意であると考えております。さらに10月28日からは、現在マイナ保険証をお持ちの人でも利用について不安に思う人など、保険証情報のひも付けを解除したい人は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を提出することで解除できる仕組みも構築されたこと等を踏まえると、必ずしもマイナ保険証を所有しなければいけないということではないことから強制とは認識しておりません。

二点目の「森町のマイナ保険証取得割合と利用率はどうか」に

ついてでございますが、まず、マイナンバーカードの取得率は本年 11 月 30 日現在、88.81 パーセント、県平均が 86.64 パーセントですので、県平均より 2.17 ポイント高い取得率となっております。そのうち、保険証情報とひも付けをして、マイナ保険証にされている人については、国保及び後期高齢者医療保険以外の人の状況は確認ができませんので、国保と後期高齢者医療保険に加入している人に限ってみてみますと、本年 10 月時点で国保の加入者 3,746 人のうち、登録者数については、2,719 人で登録率が 72.58 パーセント、医療機関や薬局での利用率は、35.77 パーセントでございます。後期高齢者医療保険につきましては、3,392 人中登録者数が 2,374 人で登録率が 69.99 パーセント、利用率が 29.80 パーセントでございます。9 月の全員協議会で 6 月時点の利用率を申し上げましたが、6 月時点が、国保が 19.42 パーセント、後期高齢者医療が 13.65 パーセントでありましたので、国保及び後期とも利用率が順調に伸びている状況であります。参考までに、公立森町病院受診におけるマイナ保険証の最新利用率につきましては、11 月 1 か月間で 37.26 パーセントとなっております。また、森町家庭医療クリニックでの利用率は 34.96 パーセントとなっており、全国平均がおおよそ 15 パーセントとの報道記事があることから、両施設とも全国平均と比べて高い利用率となっております。

三点目の「マイナ保険証使用時のトラブル等が発生した場合、どのように対応していくのか」についてでございますが、まず、想定されるトラブルですが、カードリーダー等の機器トラブルやマイナンバーカードの汚損・破損によりカード情報が読み取れない場合や転職等により保険の手続きはできているけれども、データは医療機関で確認できるまでに数日を要するため、オンライン資格確認ができない場合などがあげられます。このような場合は、マイナンバーカードと資格情報のお知らせを窓口に提示することで受診が可能となります。資格情報のお知らせには、受診時に必要な保険者の記号番号や適用開始年月日、70 歳以上の人は負担割

合が確認できますので、マイナンバーカードで住所・氏名・生年月日を確認し、資格情報のお知らせで保険証情報を確認することで、カード情報が読み取れなくても受診可能となります。また、資格情報のお知らせを持ち合わせていない場合や停電、ネットワーク障害などの理由で、オンラインで資格確認ができない場合は、受診する医療機関で「被保険者資格申立書」を記入し提出することで、本来の自己負担額で受診をすることが可能となりますので、御安心いただきたいと思います。

四点目の「紙の保険証の存続を各市町と連携して要望することはできないか」についてでございますが、現時点では、マイナ保険証をお持ちでない人については、紙の保険証と同じ役割を果たす「資格確認書」が交付され、これまでと同様に受診することが可能となっておりますので、議員御指摘の「紙の保険証の存続を要望することについて」は、現時点では考えておりません。

町としましては、現在、マイナ保険証を推進するにあたり、県町村会を通じて、事務負担の軽減やシステムの安全稼働、マイナンバーカードの取得率をさらに向上させるため、カードの利活用の機会を増やすなど、住民がカード取得によるメリットを実感しやすい施策を展開することなど、幅広い視点での要望を県内各町と連携することで国に要望しております。また、マイナ保険証の制度や利用に関しましては、広報もりまちの7月号や11月号及びホームページでも周知をさせていただいておりますが、引き続き町民の皆様がマイナ保険証の利用に関しまして不安を抱くことがないよう、更なる周知に努めるとともに、窓口においては、引き続き丁寧な説明、住民に寄り添った対応を心掛けてまいりたいと考えております。

次に「災害用指定井戸について」申し上げます。

災害用指定井戸は、「防災井戸」、「災害時協力井戸」などとも呼ばれるもので、災害時の生活用水として、誰もが無償で使うことができるように、公共、個人、事業所が所有する井戸をあらかじめ

め登録し、公表する制度であります。登録を受けた所有者は、市町が発行する「災害時協力井戸」という標識を自宅の門扉等に掲示することとなっていて、災害が発生し、水道が使用できない場合、共助として公平に井戸水を住民に提供していただく仕組みとなっています。

能登半島地震では、約 13 万戸が断水するなど甚大な被害が発生し、地震発生から 2 か月が経過した 3 月時点でも約 1 万 8 千戸の断水が継続しており、水の確保には大変な苦労があったとのことでございます。飲料水につきましては、給水活動や支援物資の供給により不足することはなかったようですが、洗濯やトイレなどに使用する生活用水に関しては、不足する状況が続いたとのこと です。

さて、森町の災害時における生活水の確保につきましては、非常用給水タンクや防火水槽、プールの水などを使用できることに加え、太田川をはじめとした多くの河川や農業用水、沢の水などを活用することが可能だと考えております。しかしながら、能登半島地震の事例を鑑みると、生活水の確保は非常に重要な課題であり、災害時はどのような被害が発生するのか分からないため、生活水確保の手段を多重化するという点で、災害用指定井戸の活用は非常に有効であると考えられます。一方で、企業や個人が所有している井戸を、不特定多数が無償で使用するためには、所有者の協力が必要であることはもちろん、揚水ポンプなどの維持管理、運用上のルール設定など、様々な課題もございます。

議員御質問の「森町でも『指定井戸』を確保する対応はできないか」についてでございますが、静岡県内においても災害用指定井戸を活用している自治体がありますので、まずは、実際にどのような運用をしているのかを研究し、森町でも災害用指定井戸の活用が可能であるのかどうかを検討してまいりたいと思います。併せまして、町の公共施設の中にも、井戸水を使用している施設がありますので、それらの井戸水が災害時に活用できるのかを検

議 長
11 番議員

証し、可能であれば災害用指定井戸としての活用を検討してまいりたいと考えています。以上申し上げまして答弁といたします。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 11 番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） 徐々にマイナ保険証の利用率も上がっているということで、今答弁がありましたが、ただ後期高齢者医療の保険証の利用率は、国保よりも低い、またそれはある程度年代を経て、使い方がよく分からないとか、そういったこともあるのかなと思いますし、また、障がいがあったり、介護施設に入所している人は、マイナ保険証を預けるということは、施設側もしたくないという声もあるようです。当然個人情報とか、そういった暗証番号も聞いておかなければいけないということがあると思うので、その辺でこれ以上、混乱させるようなことではなくて、保険証はやはり残すべきだと、これは政府が推し進めている中でやることですので、行政側ができないと言われるかもしれませんが、やはり地方行政は町民のため、市民のためにある行政です。その人たちが「ちょっとこれ、どうなるの」という不安とか、そういうものを持つというのは、非常にそれは行政としての役割とは外れてしまうと私は思っています。今後、この利用率が 100 パーセントになるということはあると思いますが、そういったマイナ保険証を利用するのに難しいというような人たちの場合はどのようにしていくのでしょうか。

議 長
住民生活
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 住民生活課長。

（ 鈴 木 知 寿 君 ） 住民生活課長です。

西田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、利用率が徐々に上がってきているという中で、後期高齢者の皆さんの利用率が若干低いといったところでございます。こちらにつきましては、国保と比較しますと、現在までの利用率は低くなっております。やはり、こういったデジタルの推進の中で、そういった高齢者とか若干そういったものが苦手というような人もいらっしゃるといったようなところで、利用率が国保より

も低くなっているのかなといったところで考えております。こういったところにつきましては、やはり御家庭で誰がサポートできる人がいらっしゃればあれですけれども、そうでないような場合は、やはり電話あるいは窓口に来て、先ほども言いましたように、役場の職員がより丁寧に、町民に寄り添った形で御説明・御案内をして、不安を解消していきたいというように考えております。

それから、障がい、介護施設でマイナ保険証を預けるといったところで不安を抱えているといったところも、私も新聞記事等でそういったものが載っていたのを読んで、現場もそういった視点では困っているのかなといったところで、感じたところがございます。国でもマイナ保険証を預ける、預けないといったところは具体的な方針というのは出していなくて、その施設でどういう考え方でやっていくのかといったところに委ねているというのが現状だと思います。いろいろ言ったように、こういった制度がスタートすると、やはり課題・問題というのはいろいろなところで起きてきているといったところは実感をしているところがございます。それから、全体的な利用率が 100 パーセントに達するのは厳しいといったところで、今後ですけれども、こちらにつきましては、やはり行政としてできること、マイナンバーカードのメリットとか、先ほども言いましたとおり、周知・広報には努めるということ、それから国で推進しておりますので、それに対して町もそれに従うというわけではないのですけれども、やはりそういった方針に準じて推進していくというのが、そういった視点で推進していくといったところが、本来のものであると思いますので、そこは利用率の向上に向けて引き続き努力はしていきたいと考えております。

また、デジタル弱者等につきましても、今、森町では高齢者、障がい者、あるいは施設にいる人等につきましても、出張申請ということで、マイナンバーカード欲しくても窓口に来られないといった人につきましては、職員がそういった自宅とか施設に訪問さ

せていただきまして、そこで写真も撮らせていただいて、申請書も記入するという形で申請も進めておりますので、高齢者や障がい者の皆様にも寄り添った形の中で、また今後も対応を引き続き検討していきたいと考えております。以上です。

議 長
11 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11 番、西田彰君。

(西 田 彰 君) 今私が言いました介護施設とか、そういった小さな病院でカードリーダーも負担がかかって、大きすぎて入れてないよというところもあると思うのですが、そういったところの声を聞くという行政側のそういった対応を今後やはりするべきだと思いますが、いかがでしょう。

議 長
住民生活
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 住民生活課長。

(鈴 木 知 寿 君) 住民生活課長です。

ただいまの西田議員の御質問にお答えをいたします。

カードリーダーの導入といったところで、町内でもカードリーダーを導入していらっしゃる医療機関、また逆に個人病院等でまだカードリーダーも導入していないといったところもあるといったところは認識をしております。病院の考え方等もあるかと思いますがけれども、現状、カードリーダーもやはり当然高い備品、数十万円する機械、器具ということもありますので、なかなか無理にお願いといったところは町としてもできないといったところが現状でございます。そういった中でも、今後さらにマイナ保険証の普及推進が進んでいく中で、最終的に導入するか、しないかといったところは個人病院の判断になってくるのかと思いますけれども、国では導入に向けて、医療機関でも努力をしていただきたいというところは、通達も出ておりますので、そのような中で総合的に判断をして、行っていただくといったところになろうかと思えます。以上です。

議 長
11 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11 番、西田彰君。

(西 田 彰 君) 小規模の病院というよりも、小さな町病院で導入してないところもあるということですけれども、森町病院

では、朝の広報で院長が非常に利用率も高い、順調に使われているというような話がありました。しかし個人病院では今言ったようにカードリーダーもまだ入れてないと、そういったところがあると、今答弁ありましたけども、森町の個人病院、ちょっと何件あるか分かりませんが、どれぐらいがまだ入れてないか分かっておりますでしょうか。

議 長
住民生活
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 住民生活課長。

（ 鈴 木 知 寿 君 ） 住民生活課長です。

森町の病院、それから個人病院含めた形の中ですけれども、12病院ありまして、今把握しているのが9病院で導入をしていると、3医院ではまだ未導入といったところでございます。それから薬局につきましては、5局でカードリーダーを導入しているといったところでございます。以上です。

議 長
11 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 11 番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） 先ほど町長は解除も可能であると、だから強制とは思っていないということではありますが、税金を多く使って、その病院にも薬局にも、また個人病院にもカードリーダーを入れてほしいということで、政府は税金を使い、導入しています。そういった中でほぼ強制のように、私は見ているわけです。病院事務局長にお聞きしますが、例えば救急搬送の場合は、マイナ保険証があっても改めて検査やそういった診断する必要があると言われますが、そのとおりでしょうか。

議 長
病 院
事務局長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 病院事務局長。

（ 朝 比 奈 直 之 君 ） 病院事務局長です。

ただいまの西田議員の再質問にお答えいたします。

救急等で受診して、検査のデータがあった場合、もう一度検査をしなくではいけないかどうかといった御質問かと思われます。救急とか通常診療に関わらず、マイナ保険証をお持ちの人につきましては、カードリーダーで保険証を確認した時点で、診療情報、過去のその病院以外の診療情報、あるいは検診結果、薬局での薬

剤の処方状況、そういったものが全てその場で一括で確認できるということになります。検査結果等については、直近、他のところで検査を行っている、検診を行っているといったことで、検査結果の情報があれば、それぞれに基づいて診療を受けると、検査結果がなくて、検査が必要だと医師が判断した場合はもちろんその場で検査を行うということになりますので、状況によっては改めて検査が必要ないといったこともありますので、患者さんの負担あるいは受診時間、それから救急で来た場合に、急いで治療処置、診断をしなければいけないといったことについては、マイナ保険証があることによって、治療は早く行われるといったメリットがあると思われますので、そういった対応については、病院としても行っているところでございます。以上です。

議 長
11 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 11 番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） マイナ保険証を登録してない人は資格確認書が届くわけですね。それは申請しなくても、資格確認書は発行するということですが、これは間違いありませんか。

議 長
住民生活
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 住民生活課長。

（ 鈴 木 知 寿 君 ） 住民生活課長です。

ただいまの西田議員の御質問にお答えをいたします。

マイナ保険証を持っていらない人に対する資格確認書の送付といったところでございます。こちらにつきましては、今西田議員のおっしゃるとおり、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を送付するという形になります。現在、こちらにつきましては、国保、後期とも来年 7 月 31 日まで紙の保険証を皆さんお持ちですので、その時が一斉更新になりますので、来年 7 月 31 日ですので、7 月 10 日から 20 日ぐらいには被保険者全てにマイナ保険証をお持ち人には、資格情報のお知らせ、それからマイナ保険証をお持ちでない人につきましては、資格確認書を申請することなく、皆さんに送付をするという形となっております。

現在、窓口では、例えば 12 月 2 日以降に、紙の保険証をなくし

てしまったから、再発行して欲しいといった人につきましては、マイナ保険証を持っている、持っていないか確認させていただきまして、資格確認書等発行しているという状況でございます。また、社会保険から国保に12月2日以降に加入された人につきましても、保険証がないものですから、その人については現在は資格確認書を発行していると、マイナ保険証の有無を確認して、発行しているということで、一部の人には、資格確認書、あるいは資格情報のお知らせを窓口で発行し始めているというところでございます。以上です。

議 長
11 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 11 番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） 今、担当課から資格情報のお知らせという答弁がありました。この資格情報のお知らせというものは、これは資格確認書とは違うわけですね。この資格情報のお知らせは、これ単体では使えないということですが、そのとおりですか。

議 長
住民生活
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 住民生活課長。

（ 鈴 木 知 寿 君 ） 住民生活課長です。

ただいまの西田議員からの御質問にお答えをいたします。

資格情報のお知らせは、単体で使えるのかといった御質問かと思えます。

資格情報のお知らせといったものは、これは単体では使えないものになっております。どういうものかということ、トラブルの時にマイナ保険証を補完する、そういった証明書になっております。したがって、資格情報のお知らせのみでは、受診はできないといったところでございます。参考までに、紙の保険証の代わりになる資格確認書といったものは、これは単体で保険証代わりとなる証明書でございます。以上です。

議 長
11 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 11 番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） 最後ですけども、この問題には先ほど介護施設とか、障がいのある人とか、そういったところの対応はどうなのかということで質問いたしましたが、担当課ではそれを聞

議 長
住民生活
課 長

き取るという、ちょっと答弁がなかったような気がするのですが、マイナ保険証は5年間有効で、その5年間の切れますという案内はないと聞いていますが、それは個人が5年間いつまで利用ができるというのをちゃんと覚えていないと、もうそれを怠ると、もう使えないわけで、その通知は期限が来ますよというのは行政からはしない、ですね、その2点、ちょっともう一度。

(吉 筋 恵 治 君) 住民生活課長。

(鈴 木 知 寿 君) 住民生活課長です。

ただいまの西田議員の御質問にお答えをいたします。

マイナ保険証の有効期限の関係かと思えますけれども、マイナ保険証につきましては、マイナンバーカードにひも付けされているものですから、マイナンバーカードの更新、そこが必要になってきます。それでマイナンバーカードの更新につきましては、電子証明書等の更新が5年ごとに更新になります。それからカード自体の更新は10年ごとにになります。5年で電子証明書、暗証番号を更新していただく、10年で顔写真と電子証明書、暗証番号を更新していただくといったものになりますので、マイナンバーカードの更新手続き、その時には事前に期限がまもなく来ますのでお願いしますという通知は行くものですから、それで対応していただくようになるようになります。以上です。

議 長
11 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11 番、西田彰君。

(西 田 彰 君) 行政から期限に来ますよという連絡が来るのですね。

議 長
住民生活
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 住民生活課長。

(鈴 木 知 寿 君) 住民生活課長です。

西田議員の御質問にお答えをいたします。

行政からといったところで、それは期限が切れる前にマイナンバーカードの更新の時期が来ているということで、通知が行くということでございます。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 11 番、西田彰君。

（ 西田 彰 君 ） このマイナカードも含め、マイナ保険証の問題は、まだまだ尾を引くような感じで、混乱はちょっと収まっていないというように思っておりますが、国が進める事業ということで、海外でも取り組むには10年、20年かけて、絶対にミスがない、また誰もが安心して使えるというような状況で始めているのを、日本はもうどんどん混乱があっても、進めるのだということでやっておりますので、これが5年間でどうなるかどうなるかという思いで過ごしていくうちに、もう誰もが使う時代になってしまうと、慣れてしまうようなそういう感覚にちょっと思ってしまうわけです。その問題はここで終わります。

それから2番目の災害用指定井戸の問題ですけれども、やはり先ほどトイレの質問もあったわけですが、飲み水、飲料水の確保というのは大きな災害があった時には、大きな問題になると思います。

私も思うのですが、各家庭でペットボトルに水を保管しておくとか、そういったことも考えなければいけないと思いますけれども、水1リットルのあれを何本か置くというのは、持ってくるのも大変なもので、家の中でどこへしまっておけばいいとか、そう考えてしまうわけです。

やはり井戸というのは確かにだめになってしまう、災害が起きると出なくなってしまう井戸もあるかもしれませんが、やはり指定してこの井戸は良い井戸だねということで、指定をしておけば本当に大きな災害になった時には、みんなで使える、そのための維持管理はやはり行政が少し援助して、その井戸をいつでも使えるようにしておくのは、これはちょっと非常にいろいろ今までの災害を見ていく中では必要だなと思った中で、この質問をしているわけです。

森町も太田川水域、また一宮の水域の関係は結構井戸の利用も多かった中で、今でも使っている人がおられると思います。

やはりそういうことを、いつ起きるかわからない大災害の中で、

議 長
防 災 監

そんなに維持管理にお金がかかるわけではないと思いますので、そこら辺のことをもう一度考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 防災監。

（ 小 澤 幸 廣 君 ） 防災監です。

西田議員の御質問にお答えします。

この災害時の水の確保ということにつきまして、特に井戸水の重要性といいますか、災害の時、特に生活用水が不足するということにおいて、この行政として井戸の維持管理について支援等の考えはあるかというような御質問かと思いますが、一般的に災害時協力井戸と呼ばれておりますこの制度につきましては、各県内でも行っている自治体がございます。全て県でまとめて把握しているということではないということです。こちらでホームページ等で調べたところ、4市1町が公表されておったところがございます。全ての自治体について調査しきれておりませんので他の自治体でも導入している可能性はございますが、公表しているところとしては4市1町が導入していると、近隣では特に浜松市が導入しているということでございます。この制度につきましては、それぞれの自治体で統一されたものではなく、いろいろでございます。基本的に協力していただける井戸について、登録に協力をしていただける世帯についてこちらで把握して、それで登録していただいた井戸については公表していくということでございます。公表については個人の同意が必要ということです。ここが少し課題となると思いますが、そのような制度で導入しているところ、また自治体によっては今議員がおっしゃったように、ポンプの維持であるとか水質検査についての補助を行っている自治体もあります。それぞれ自治体によって制度がばらばらで今のところ統一されておられませんけども、町がすぐ導入できるという内容で考えますと、町の施設も井戸がございます。それについて公表していくと、協力井戸ということではなく災害時の公共井戸

ということで登録することは、良いではないかと思います。ポンプとか、維持管理の費用負担についてはまだいろいろなほかの先進事例を参考にしながら、またそこも研究・検討していきたいと思いますが、今のところはすぐ導入してやるかというところに関しては、ちょっと研究が必要だということで思っております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 11 番、西田彰君。

11 番議員

(西 田 彰 君) 上下水道課でも北部と南部が今度は計画で耐震補強工事もしていくという、北部はもう終わっておりますが、ただやはり大きな災害が起こった場合に、当然各家庭に送られている排水管の損傷というのは、大きなことになると、もう出ないというのはもう確実だと思います。そういった中で、この災害用井戸が例え 10 件だろうが、20 件ぐらいあれば、かなり皆さんの飲料水の確保とか様々な状況に利用できると思うわけです。どんなに水道管の耐震をやっても、やはり大きな地震となると、もうそれには耐えられないのが、明らかだと思います。そういった中でこの災害用井戸の指定というのは、やはり必要なのではないかなと思うわけですが、今の答弁の中では、なかなかそう認識はしても、それを今すぐやれるというような答弁はなかったわけです。今後の課題となると思いますが、やはり計画の中に、2 年、3 年先でもいいので、そういったものをやるという方向性をぜひ行政として持っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 防災監。

防 災 監

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

ただいまの西田議員の御質問にお答えします。

この災害時協力井戸と一般的には呼んでおります、これについて将来、計画をする考えはという御質問でございますが、議員おっしゃるとおり、災害時は水源といいますか、水道が断水してしまうといろいろな面で支障が出るということでございまして、そ

の水の確保については、先ほど答弁の中でも申し上げましたように防火水槽であったり、プールの水とか、様々なことを利用して生活用水の確保ということを行っていきたいと思っているのですが、確かに多重化という面では、水が多すぎるということは決してありませんので、いろいろな方策でその水の確保ということを行っていかねばならないことだと思っております。そういう面で、先ほども述べましたように、いろいろな先進事例を研究し、この災害時協力井戸について、どのような制度で町が行うことが有効なのかということ进行研究しまして、方向性としては導入していく、どのような形で導入するということもありますが、そういう、導入の方向で検討していきたいと思っております。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） ここでしばらく休憩します。

（ 午後 3時00分 ～ 午後 3時10分 休憩 ）

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番、清水健一君。

質問は混合方式です。

登壇願います。

2番議員

（ 清 水 健 一 君 ） 2番、清水健一でございます。

通告書どおりに、混合方式で質問を3項目させていただきます。

まず一つ目、町内学校の暑熱対策について。県の発表でございますけれども、8月13日に熱中症警戒アラートの発令が過去最高の31回と発表がありました。以降も何度か発表があったと思いますけれども、町では教育委員会から校内での暑熱対策指示はされていたと聞いております。下校時の状況については、住民から心配の声が上がっているようで、以下について伺います。一つ目、下校時の対策について課題があると思うが、どうか。二つ目、飯田小学校の児童が下校時にバス乗車時、気分を害したというような事例があったと保護者からも聞きました。その対応と他校への横展開はされていますか。

議 長
教 育 長

二つ目、町政への関心を上げる方策について。町政の関心を表す指標として、投票率などがあると思うので、伺います。一つ目、投票率を上げる方策は何かとっていますか。二つ目、議会傍聴を希望する車いすや足の不自由な人への対策が不足していると思うのですが、町には考えがありますか。

三つ目、森町上水道の安全について伺います。有機フッ素化合物、P F A S 言いますが、水源に流入し、水道水から高濃度の P F A S が検出されたという報道がありました。その後、検査では、静岡県の水道は国の暫定目標値内ということであったというのを確認しましたが、そこで一度検査結果を伺います。森町水道水の検査結果はどうですか、及び簡易水道施設についての結果はどうでしょうか。三つ目、過去の検査結果から何か傾向というのはあるのでしょうか。以上でございます。

(吉 筋 恵 治 君) 教育長、野口和英君。

(野 口 和 英 君) 教育長です。

清水議員の一つ目の御質問「町内学校の暑熱対策について」の御質問に私、教育長からお答え申し上げます。

日本気象協会によりますと、令和6年の夏は6月から8月までの平均気温が統計開始以来最も高くなり、猛暑日地点も令和2年以降で最多を記録する酷暑となりました。

児童・生徒の健康と安全に対する懸念が高まる中、町内の各学校におきましては、気温が上がり始める時期から学校活動の際には、気温と湿度、^{ふく}輻射熱などの要素を取り入れた温度の指数である暑さ指数(WBGT)を計測し、文部科学省の定めた「学校における熱中症対策ガイドライン」を基に活動内容を調整しています。例えば指数が31未満であれば「厳重警戒」として、活動は可能であるが適宜水分の補給が必要である、指数が33以上になると原則活動は中止する等として、安全な活動のための準備や活動の可否の判断の目安としております。

一点目の「下校時の対策について課題があると思うが、どうか」

についてでございますが、課題は午後 1 時から午後 3 時頃の気温が最も高くなる時間帯での下校にあると考えており、対策を行っております。各学校におきましては、暑くなり始める時期に、児童・生徒・保護者に対して登下校時の注意事項として飲み物の準備、帽子の着用やネッククールリング等の暑さ対策グッズ、日傘の利用などを呼び掛け、熱中症予防への意識の高揚を図っているところであります。さらに、下校前の帰りの会で健康観察を行い、体調が悪い児童・生徒がいる場合は保護者の迎えを依頼したり、気温が高い時間帯にバスで下校する児童・生徒への対応として、バスの発着時間まで空調のある教室などで待機をさせたり、職員が下校中の児童の様子を見に行き、熱中症予防の声掛けを行ったりするなどの対応を図っています。また、特に体力がない小学校低学年においては、より一層の注意が必要となると考えられますので、高温が続く時間帯を避けて下校させたり、低学年児童の下校時の様子を高学年児童が見ることができるよう、高学年の下校時間にあわせて集団下校をしたりする等の対策も行っております。

二点目の「飯田小児童が下校時、バス乗車後気分を害した事例があったと聞いたが、その対応と他校への横展開はされたか」につきましてお答え申し上げます。

本年 7 月、飯田小学校の児童が秋葉バスで戸綿方面に向かって下校する途中、気分が悪くなりバスの車内で嘔吐おうとするという事例がありました。秋葉バスの乗務員に手当をしていただいた後、学校まで送っていただき、学校からの連絡により保護者に迎えに来てもらいました。この件と熱中症等との関係は不明ですが、学校ではこの件の後、これまで以上に慎重に下校時の児童の健康観察をしたり、下校時の飲み物の確認を行ったりして、熱中症対応の更なる徹底を図っております。教育委員会におきましても園長校長会等の会議において、事例報告により情報共有を図るとともに、各学校の取組状況を確認し、熱中症対策について学校でできる対

議 長
総務課長

策は全て行うよう改めて指導をしたところです。学校生活における熱中症対策のほか、日頃から、地域の皆様には「放課後見守り隊」や「子ども 110 番の家」などの御協力をいただき、多くの地域の人々の目で登下校時の児童・生徒を見守っていただいているところです。児童・生徒のより安心・安全な登下校を確保するため、交通安全だけではなく暑さによる児童・生徒の体調不良も考慮して目配りをいただき、引き続き安心・安全な登下校ができるよう御協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 総務課長。

（ 平 田 章 浩 君 ） 総務課長です。

次に「町政への関心を上げる方策について」申し上げます。

一点目の「投票率を上げる方策は何かとっているか」について、選挙管理委員会委員長への質問でございますが、書記長であります私、総務課長からお答えいたします。

10 月 27 日に行われました衆議院議員総選挙において、本町の投票率は 62.11 パーセントと、県内市区町村の中でも上から 6 番目と高い投票率でございます。選挙管理委員会では、この高い投票率を維持するため、投票所の環境整備に取り組んでおります。具体的に申し上げますと、以前は、森中学校の体育館を投票所に指定しておりましたが、手前の道路は高低差があるため、自転車や徒歩で投票所に来られる人からは「坂道が大変だ」という声をいただいております。そこで、昨年度から試行錯誤を重ね、本年 5 月 26 日に行われた県知事選挙から投票所を保健福祉センター 1 階の交流広場に変更いたしました。保健福祉センターは平坦な場所にあり、投票所内には段差がなく、冷暖房設備も整っているため、有権者からは「便利になった」という意見をいただいております。また、令和 3 年度からは、投票所内外にある段差に、仮設の手すりを設置しており、投票しやすい環境整備を進めることで投票率の向上を図っております。併せて、日頃から政治に関心を持ち、これから有権者としての自覚を持って選挙に参加しても

らうため、町内の児童・生徒に対し、選挙啓発ポスターコンクールを開催したり、高校に赴いて選挙に関する講話を行うなど、選挙啓発についても積極的に取り組んでおります。選挙管理委員会といたしましては、引き続き、他市町の事例を研究し、投票率の向上につながるものについては、導入を検討してまいりたいと存じます。

議 長
町 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ）二点目の「議会傍聴を希望する車いすや足の不自由な人への対策が不足していると思うが、考えはあるか」の御質問にお答えいたします。

当役場本庁舎は、昭和 40 年に建設され、平成 16 年度に耐震補強工事を行っているものの、建築後 59 年を経過しており、全ての人々に対し、その年齢や能力の違いに関わらず、可能な限り最大限に使いやすい環境を整える、ユニバーサルデザイン化の必要性は認識しているところであります。その上で議員御質問の対策でございますが、まずハード的な対策として想定されますことは、エレベーターの設置でございますが、過去に検討いたしました経緯では、平成 16 年度に耐震補強工事を実施した折、エレベーター設置についても検討いたしました。しかし、庁舎内にエレベーターを設置することは設置スペースの問題や新たに防火扉の設置が必要になることなどから断念いたしました。また、別棟扱いとする外付け方法についても検討いたしましたが、事業規模が莫大であることなどから断念した状況であります。これらのことから、エレベーターの設置については極めて難しい状況でございます。こうした状況を踏まえ、現状の対策としましてはソフト的な対策として、予め傍聴の旨の申込みをいただいたり、受付で傍聴希望の旨をお伝えいただければ、職員による議会傍聴席までの移動の補助や誘導等のサポートを行うことで、傍聴要望にお応えさせていただくことが可能でございます。また今後の対策といたしましては、議場に行かなくても傍聴できる仕組みとして、デジタル技

術を活用した取組や1階フロアのモニター等に中継映像を流す等の対応が現実的な対策であると考えられるところでございます。

次に、「森町上水道の安全について」申し上げます。

議員御質問の有機フッ素化合物につきましては、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼びまして、1万種類以上の物質があるとされております。PFASの中でも、ペルフルオロオクタンスルホン酸PFOSは主に泡消火薬剤、半導体、金属メッキ等、ペルフルオロオクタン酸PFOAは主に泡消火薬剤、繊維、医療、電子基板等幅広い用途で使用されてまいりました。これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組が進められております。水環境中への排出源となり得る主な施設といたしましては、PFOS及びPFOAが含まれる泡消火薬剤を保有する施設、フッ素系界面活性剤の製造施設、これらの製品を利用するフッ素系樹脂の製造施設、繊維や織物関係で特に表面処理を施す施設、半導体関連その他の電子材料関連施設、金属メッキやエッチング関連施設、製紙・紙工業、ゴム・プラスチック関連施設等が考えられております。また、これらの製品を処理した実績のある廃棄物処理施設や有機フッ素化合物を取り扱っている施設からの排水を受け入れている下水道処理施設等も水環境中への排出源となり得ると考えられております。このPFOS及びPFOAにつきましては、令和2年3月30日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「水質基準に関する省令の一部改正等について」によりまして、水道水の水質管理目標設定項目としての暫定目標値が、PFOS及びPFOAの合算値で1リットル当たり50ナノグラムに設定されております。目標値の考え方といたしましては、設定当時の科学的知見に基づきまして、体重50キログラムの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されてお

ります。

一点目の「森町水道水の検査結果はどうか」についての御質問でございますが、上水道事業のうち、北部・南部・中川系につきましては、県企業局からの受水となりますため、問合せいたしましたところ、天竜川水系の寺谷取水場、太田川水系の円田取水場の2水源、寺谷浄水場の浄水池出口2か所につきまして、直近では令和6年11月6日に採水、検査したところ、全てPFOS及びPFOAの合算値が目標値以下であったとの回答でございました。西部系の水源でございます第2・第3・第4・第6水源の4水源につきましては、本年3月25日に採水いたしまして検査したところ、全ての水源につきましてPFOS及びPFOAの合算値が目標値以下でございました。

二点目の「簡易水道施設についての結果はどうか」の御質問でございますが、大久保・三倉・大河内3簡水のそれぞれの水源につきましても、本年3月25日に採水いたしまして検査したところ、全ての水源につきましてPFOS及びPFOAの合算値が目標値以下でございました。

三点目の「過去の検査結果から、傾向はあるか」の御質問でございますが、県企業局に問合せいたしましたところ、令和2年度から一度も目標値を上回ったことはないとの回答でございました。西部系の水源につきましては、前回は初めての検査でございましたので、過去のデータはございません。

本年、県企業局及び町で実施いたしました検査により、町民が飲用に使用しております上水に問題ないことを確認いたしました。今後につきましては、必要に応じて検査を実施し、引き続き安全な上水を提供してまいりたいと考えております。以上申し上げまして、答弁といたします。

議長
2番議員

(吉 筋 恵 治 君) 2番、清水健一君。

(清 水 健 一 君) それでは最初の学校の暑熱対策というところで、再質問させていただきます。

私が把握している内容で回答も想定どおりで、特にW B G Tでしっかりと暑さ指数というか、その中で 33 以上だったら一度止めなさいという形になっているという指示があったということは、安心していると思います。ただ、実際に小学生の子が午後 3 時頃に帰ってきているところを、近くの住民が見て、フラフラになって帰っているけど大丈夫かということで、声を掛けたら「大丈夫です」とは言ったそうですが、いかにもこの時間帯に返すのはいかげなものかということがあったということなので、今回質問させていただきました。今教育長の回答をいただきましたので、それをちょっと徹底をしてもらうというのと、それからルール化はされてると思うので、そのルール化は各学校統一をしていただきたいと思います。

ただ、個々の症状でございますので、例えばこの数字だったら正解で、この数字は不正解だということは、僕はないと思うのです。そういう点では子供とか児童を扱っている学校では大変苦労されているというのは、本当に素人ながら分かるのですけども、そういうことも含めて、個々の指導というか、個々に対しても、この子はそういうことに対して弱いというのをもし把握されているようであれば、そういう形で指導をしていってもらいたいと思います。そういう回答もいただきましたので、これは安心して回答を受け入れたいと思います。この件に関しては、了解でございます。

今度、飯田小学校の子がということで、僕が聞いたのは実は市場方面に行く子も何かあったという言葉聞いてて、僕はそっちを先に聞いてて、今のこの現象というのはバスの運転手さんがちょっと対応してくれたというのは、戸綿方面に行かれたのかなということでしたけども、こっちが戸綿方面に行くバス停のところで、これは学校の目の前にございます。ちゃんと屋根があってベンチがあるのですけども、学校はこの辺にあります。大体 100 メートルぐらい歩いてきて、ここに海鮮亭というお店があるのです

けども、そのところを通り過ぎたところに飯田のバス停がございます。これが袋井方面に向かうバス停ですけども、ここに関しては民地なのでベンチもなければ、屋根もないということになると思います。それと熱中症が関係するかというのは分かりませんが、一つの要因として例えば帽子を被りなさいとか、日傘を持って行きなさいということについて、ここで5分でも10分でも待ってる間、ここまで歩いてくるのにも時間がかかりますので、こういうところについて、例えばPTAだとか、それから地元自治会も含めて役場、当局一緒に、協働といったらおかしいですけども、民間のバス会社ですから営利を目的にするし、このところについて、屋根を取り付けるというルールも規則もないはずなので、だけでも子供たちがこういうような状況だということを事情説明して、共同に申し入れ等をやっていただけるかどうかちょっとお伺いします。

議長
政策企画
課長

（吉 筋 恵 治 君）政策企画課長。

（森 下 友 幸 君）政策企画課長です。

清水議員の御質問にお答えしたいと思います。

今スライドで写っている市場方面へ下る方のバス停においては、戸綿方面にはちゃんと屋根のバス停があるけれども、こちら何もないというお話であります。それで今回御質問に関連してあった戸綿方面に向かった児童が車内で嘔吐したということに関連して、秋葉原サービスの支配人に袋井方面のバス停の待合所に屋根とかある施設を設けられないかということで、こちらから問合せさせていただきました。秋葉バスからのお話ですと、待合所の整備が、こちらに今映っているような待合所の整備については、バスの結節点、袋井駅前バス停や遠州森町バス停のようなものでなければ難しいということで、秋葉バス側ではこういった個別のバス停での待合所の整備は行う予定はないということでした。それで、町や地域で整備をして、それを管理することについては、秋葉バスとしては、特に問題はないというお話でした。それで市

場方面のバス亭の場所を確認しましたところ、県道沿いにありまして、右下に砕石敷きの土地がありますが、こちら個人所有の農地でありまして、時々、自転車とかを駐めている時があるということだったのですけれども、ちょっとこちらの方面では、そういったバス停を地域の人の協力してもらってやるという現在の状況ではないかなと考えております。運行している秋葉バスは、やる気がないというお話ですけども、戸綿方面はすごく施設が整備されてるのに、市場方面はされてないということであれば、地域の人とかからお話があつて、要望等あれば、何らかの検討ができるかなと思いますが、現時点では、公共交通やっています政策企画課としては、ちょっと難しいかなという印象を持っております。以上です。

議長
2番議員

（吉筋恵治君）2番、清水健一君。

（清水健一君）分かりました。

例えばPTAだとか地元自治会の協力も得て、そういうようなことになったときには、また相談に乗っていただけますか。

議長
政策企画
課長

（吉筋恵治君）政策企画課長。

（森下友幸君）政策企画課長です。

清水議員の御質問にお答えします。

今の私の回答は、地域交通の観点から民間のバス事業者が行っている運行に伴って設置されているバス停の施設の整備についてのお話をさせていただいたので、ちょっと私の段階では、そのまま協力できる、できないというのはちょっとお答えできないかなと思います。当然相談はさせていただいて、今回も担当と清水議員でもお話をさせていただいて、どういう対応できるかというお話をさせていただいていますので、地域でこういった要望がもって出てくるといことであれば、もう一度組織的にどう対応できるかということのをうちの課を通して、調整をさせていただきたいなと思います。以上です。

議長

（吉筋恵治君）2番、清水健一君。

2 番議員

（ 清 水 健 一 君 ） 分かりました。

間違いなく、来年度も熱くなるのは分かっていますし、バス停を学校の近くまで持っていくということもこれは不可能とは言いませんけども、いろいろあると思うので、またその辺で地域のいろいろな意見を集約しながら、また相談をさせていただきたいと思います。以上です。

その次に、投票率を上げる方策についてということで、選挙管理委員会書記長から答弁をいただきました。確かに衆議院の時は上がりましたが、実際に自分たちが4年前の選挙の時は50パーセントぐらいしかなかったというような記憶があります。町民の皆さんが政治に対する関心というのを持ち、主権者としての意識を有するためには、政治に対する一定の信頼と理解が必要だと私は考えています。私たちは議員なので、議員活動の透明性や活動内容の周知、すなわち社会における共同利益の実現を追求していくべきだと承知しているということを前提に質問をさせていただきたいと思います。投票所の不具合というところについては、利用者の意見から投票所を変えたということで好評だったということでございますけども、期日前投票というのがございまして、それは役場の隣のところであります。ただ投票に公平性を持たなければいけないので、例えば山間部だけバスを走らせていくにはいかないかもしれませんけども、期日前投票についても、移動投票所みたいなことがあれば、今よりも有権者が投票に非常に行きやすくなるのではないかと考えておるのですけども、その辺をお考えはどうでしょうか。

議 長
総務課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 総務課長。

（ 平 田 章 浩 君 ） 総務課長です。

清水議員の質問にお答えをさせていただきます。

今年度5月に県知事選挙がございました。各市町の期日前投票についてどのようなやり方をしているかというようなデータもございます。熱海市におきましては期日前投票場5か所、公共施設

2 か所、公民館 2 か所、民間施設 1 か所を設置し、移動期日前投票所も設置をして、マイクロバスにおいて団地 2 か所で実施していたというようなことがございました。投票率に向上にはつながっていませんでしたといった報告が来ております。公共の施設や公民館で実施をしている市町については、ほかにもございますけれども、効果があったというようなところについてはショッピングセンターで実施している市町が数か所ありまして、買物のついでに投票ができるということで、投票率のアップがあるというような報告もいただいております。ただし、今回の県知事選挙については辞職に伴う急な選挙であったというようなことで、こういったショッピングモール、ショッピングセンターが常時借りられるかということについては、そこはなかなか難しいというようなこともございますし、費用についても 1 か所 100 万円以上かかっているところもございますので、住民に安定的に投票場を提供できるというものが非常に重要ではないかと考えておりますので、行ったけど、今回はそこが期日前投票ではなかったとかというのは、周知徹底を図ったとしてもなかなか情報が届かないということありますので、毎回安定的に同じ場所を実施していきたいと選挙管理委員会では考えておりますので、町議会議員であるとか、町長選であれば事前から日を決めてショッピングセンターと話をして設置するということは可能かもしれないですけど、それがさっき言った衆議院議員選挙であるとか辞職に伴うものがあって、確保できないとなるとなかなかそこも問題であるということと、さっき言った費用的にも百何十万かかって設置をしている場合もございますので、そこについては現在の県内の事例から見ますとなかなか難しいと思っております。ただし、来年度の標準化でもって、選挙についても標準化をされるというような状況の中で、ほかの市町についても今までこういう形でやっていたけども、標準化に伴ってできるか分からないという不安も一つございます。この標準化がうちの町ですと来年 10 月を見ておりますけども、標

準化になった後、もう1回検討をしたいと考えております。以上です。

議 長
2 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 2 番、清水健一君。

(清 水 健 一 君) ありがとうございます。

期日前投票について、今後も状況を見て柔軟な考えはまだあるということで、理解をいたしました。

その次に、お金をかける、かけないというよりも、初等中等教育における主権者教育というのが、さっきの答弁の中にも少し流れてきたかなと思うのですが、初等中等教育における主権者教育というのは、はっきり言ってどこまで進んでいるのかなという、高校生についてはそういうあれですけども、例えば町立学校についてどうなのかというのをお聞きしたいと思います。

議 長
教 育 長

(吉 筋 恵 治 君) 教育長、野口和英君。

(野 口 和 英 君) 教育長です。

ただいまの清水議員の町立学校における主権者教育についての御質問でございますけれども、高校ではかなり以前から18歳の選挙権導入にあたって行われてきたという経緯がございますが、小中学校におきましては社会科の授業で、ある時期に例えば公民の中で選挙権についての学習の機会というのはございます。ただ投票率を特段に上げるための、タイミング的にちょうど合う時期ではない可能性もございますので十分に徹底して行われてるかというと、そこは定かではございませんけれども、授業の中で触れないことはございません。以上です。

議 長
2 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 2 番、清水健一君。

(清 水 健 一 君) 社会科の授業の一環として触れているということですが、その点について、もう少し踏み込んで主権在民というか、我々が主権を持っているということをもう少し突っ込んで、教育指導何とかというのはあると思うので、その延長線上にはあると僕は考えておるのですが、さすが森町だねというようなことも含めて、そういうようなお考えはございますでしょ

うか。

議 長
教 育 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）教育長、野口和英君。

（ 野 口 和 英 君 ）教育長です。

ただいまの再度の御質問にお答えします。

学習指導要領の中で定められた範囲がございますので、現時点ではそれ以上に森町ならではの主権者教育というか、そこら辺はなかなか難しいのかなと思っております。それぞれの学校の教育課程がございますので、それぞれ各学校の社会科の授業の中で任せるという現時点ではそういう段階ではございます。それについては、また今後、各学校の校長、教頭あるいは教務主任と集めた際に、どの程度の対応できるかは検討してまいりたいと思っております。以上です。

議 長
2 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ）2 番、清水健一君。

（ 清 水 健 一 君 ）分かりました。ぜひそのような形で、そういうのが好きなのという言い方はちょっとまた語弊がありますが、例えば得意の先生がいて、ちょっとプラスアルファで足していけることと、足していけないことの差が出てきても変だなと思いました。ただ高校に行くと、県立高校なり、私の高校でもやっているということは聞いていますので、ただ、その次に主権者教育というのは、例えば初等中等教育で完結、学校で教えてもらったから完結するものではないというのは分かっています。さすれば、有権者となった後、我々が 18 歳から 20 歳になって、政治に関する様々な教育の機会というのは、この森町の中には必要だと思うのですが、今、森町の上にあるのかどうか、もしくは町の考えというのがあれば教えてください。

議 長
教 育 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）教育長、野口和英君。

（ 野 口 和 英 君 ）教育長です。

ただいまの清水委員の御質問でございますが、義務教育という性格を考えますと、なかなかそれ以上踏み込むというのは難しい側面があるのかなと思っております。とはいえ選挙に関する主権

議 長
総務課長

者教育というのは非常に重要な教育であることは間違いございませんので、どの程度まで踏み込めるかということは、今後検討してまいりたいと思います。現時点にはその程度のお答えになろうかと思います。以上です。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 総務課長。

（ 平 田 章 浩 君 ） 総務課長です。

清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

学校でということもあると思いますけども、家庭の中において選挙では、期日前投票を含めて、子供を連れて選挙に来られる御家庭が結構見受けられます。頭で覚えるというのもそうかと思いますが、親、大人がやっている選挙を見ながら、子供がそれを見て育つ、そして選挙に行くというようなこともあるかと思いますが、そういった形で御家族で意識して、そういう選挙に連れてくるというようなことも効果があるかなと思っております。以上です。

議 長
2 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 2 番、清水健一君。

（ 清 水 健 一 君 ） ありがとうございます。

町の中でも、同報無線とかいろいろなツールを使って投票行動を促しているというのは重々承知していますので、この継続と今言われた子供さんを連れて選挙に行くというのも、なるほどと思いましたので、こういうのも町として推進をしていってほしいなと思いました。

その次、議会傍聴を希望する人への考えはということで、この建物がエレベーターとかそういうものはつけられないということも聞いていましたので、知っていました。そして外付けもできないということも分かっています。今、町長がお答えいただいた、その1階のところでライブで傍聴というのは、これは一番いいのかなと、1階のところで言えば車椅子を3階まで運んでいただけると言っていたので、庁内では統一されたあれがあるので、しょうけども、なかなか御本人が言いにくいという部分もあるので、

1階でただいま議会ライブ中ということをいろいろなシステムだとか、ちょっとデジタル関係の機器がもう少し必要になるのかもしれないけれども、そういうようなことをやるのはいいなと町長も答えていただいたのですけれども、実際に可能となるのはいつ頃になるかお答えできますか。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長

（ 太 田 康 雄 君 ） 議場に関する御質問でございますが、庁舎管理におきまして、この議場の管理は議会事務局です。今、皆さんが使っていらっしゃる機器にいたしましても現在行っておりますライブ中継に関するカメラ等の設置につきましても、議会事務局が予算要求をして、査定の中でそれを認めて設置してきているものでございます。ですので、まずは今行っておりますネットの中継につきましても、議員の皆様が考えて実施をしていただいたものでありますので、さらに、議会の傍聴について多くの人に傍聴していただきたい、あるいは議会の状況を見ていただきたいという議員の皆様のお考えがあるならば、ぜひ議会からの要望として、議会事務局を通して予算について提案をしていただければと思います。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 清水議員に申し上げます。

この今の質問に関しては、議会がまず討議をし、議会で決めた上で、当局への質問となります。したがって、清水議員の車椅子や足の不自由な人への対応としての一般的な質問は正しいと思います。それから町長が申し上げた答弁も、一般的にはこういう方法があるという相対的な方法論として申し上げました。しかしこれを行うには、まず先に議会がそれを行うかどうか、行ったらいいかどうかということを議会でしっかりと決めた上で、議会としてお願いをしていくという形になると思いますので、その辺りを御承知おきいただきたいと思います。

2番、清水健一君。

2番議員

（ 清 水 俊 一 君 ） 了解しました。今のことについては、撤回

議 長
上下水道
課 長

をさせていただきます。

それでは森町の水道水の検査結果ということでお伺いをいたします。

答弁いただきましたように、検出されていないと僕は思っています。検査をしたのですけども、データが出ないというほど、本当に 10 億分の 1 以下だったと思います。森町の上水道、それから簡易水道三つについても安心して利用ができると、この件に関しては安心して利用できるということが再確認をしました。

その中でデータを出ている表の中で、森町は源水のみ調査とありました。よその市町に関しては、給水栓水、浄水場出口水と複数箇所の検査をしている自治体もありましたが、源水のみとしているのは正しいのか、もしくは森町は自己水源を持っているのでそれで大丈夫ということと言い切っているのか、お伺いします。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 上下水道課長。

（ 小 坂 一 郎 君 ） 上下水道課長です。

清水議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに森町では測定値以下で出ていなかったという御発言がございましたけれども、どのような検査におきましても測定限界値というものがございますので、全くないということは申し上げることはできませんので、目標値以下という形でお答えさせていただきますことをお答えさせていただきます。

続きまして、森町は源水のみであるということですが、先ほど町長答弁のありましたとおり P F O S、P F O A につきましては、発生源がありまして、これらが地中に入りまして排出されてそれらが水源を通過して皆様にお配りいたします配水を通して、皆さんのところに行くということになりますので、国としてもどこで測れという指示等はございませんけれども、本来であれば配水、皆さんにお配りしております浄水であります配水で測るのが一番適当であると思われます。こちらで皆さんにお配りしました配水で検出された後、それらがどこでそういった物質

が流入したかを調べるために、それらの水源までさかのぼっていくというのが通常のやり方でありますので、森町としましては前回そちらの配水についてよりもさらに配水源に近づくであろう水源で全て採水させていただいて検査した結果となっております。以上です。

議 長
2 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 2 番、清水健一君。

（ 清 水 健 一 君 ） 分かりました。

あと、P F O S と P F O A は発がん性があるとか体に悪いということで、これが問題になっていると思うのですが、その中で泡消火器に使われたように聞きましたけども、消防、消防団、それから企業の自主防も消防を持っているところがあると思います。森町の中にこういうものは含有した泡消火剤というのは、今現在は存在しているのか、していないのか。

議 長
2 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 2 番、清水健一君。

（ 清 水 健 一 君 ） 実はその水道水というのは、その消火剤を使った時に、例えば工場の中ならきち^{ます}と枡があるでしょうけども、例えば消火というところなのでごく普通に水が流れていくと思ったので、ちょっとそういう質問になりました。

議 長
上下水道
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 上下水道課長。

（ 小 坂 一 郎 君 ） 上下水道課長です。

清水議員の御質問にお答えいたします。

町内において泡消火剤を使っている企業等があるかということですが、こちらについてはさすがに把握しておりませんが、通常消火器には住宅用の消火器と業務用の消火器の 2 種類がございますけれども、これらについては、P F O S、P F O A について含有しているものはございません。業務用消火器のうち一部で機械泡消火器と強化液消火器の一部には、P F O S、P F O A が含まれているものもありましたが、通常、業務用所消火器については、P F O S、P F O A は含んでいない粉末消火器が大半ですので、現状としてはそういったものが含まれている可能性はないと考え

議 長
2 番議員

ております。以上です。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 2 番、清水健一君。

（ 清 水 健 一 君 ） 今製造もされてない、輸入もしてはいけないとなっていますので、まず企業においても大丈夫だと思います。その時に過去の検査データから傾向がというところで、検査データ自体がそんなに多くないので、ちょっと答えるのも大変だったと思うのですが、例えば検出がないというのは森町は分かりました。ただ、やはり人というのはいろいろなニュースを聞くと、心配が出てきます。実際に検出された関西の自治体では、地下水とか河川については、水環境の部署に問い合わせる、水道水については水道水の上水に問い合わせる、それから健康に関しては健康に関することということで問い合わせると、きちっとすみ分けをしながらいろいろな場面で、心配が生じて、問い合わせた時に答えてくれる部署がオープンになっていると聞きましたけども、森町として今現在は出ていないので全く心配はないのですが、そういう情報を聞いて町に問合せをするという時には、どちらに問合せはよろしいでしょうか。

議 長
上下水道
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 上下水道課長。

（ 小 坂 一 郎 君 ） 上下水道課長です。

清水議員の質問にお答えいたします。

現状といたしまして、一番身近に接しております上下水道課に問合せいただきましたら、こちらの P F O S、P F O A に関しまず情報をつかんでおりますので、お問合せいただければと思っております。以上です。

議 長
2 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 2 番、清水健一君。

（ 清 水 健 一 君 ） それは自分の健康のことに関しても、そこで大丈夫でしょうか。

議 長
上下水道
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 上下水道課長。

（ 小 坂 一 郎 君 ） 上下水道課長です。

清水議員の御質問にお答えいたします。

議 長

健康に関しまして、私共で知りうる知見につきましてはお答えできるかと思いますので、まずは上下水道課に問合せいただければお答えできる場所につきましてはお答えさせていただきます。それ以上の深い問題につきましては、またそこで御相談に乗らせていただきたいと思います。以上です。

(吉 筋 恵 治 君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12 月 20 日午前 9 時 30 分、本会議を開き、条例、補正予算、一般議案に対する討論・採決を行います。

本日はこれで散会します。

(午後 4 時 5 分 閉会)